



津島市

# 人権施策 推進プラン

2030

(改訂版)



令和8年3月  
津島市





## ごあいさつ

人権とは、誰もが生まれながらに持っている「人が人として幸せに生きていくための権利」です。誰もが幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。



津島市では、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置付けており、平成16年に「津島市人権施策推進プラン」を策定して以来、部落差別（同和問題）、女性、こどもなどの複数の人権問題を重要課題として、施策に取り組んでまいりました。

平成28年に差別を解消するための3つの法律が施行され、令和5年には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されるなど、社会状況の変化に伴い、人権に関する様々な法制度が整備されてきています。しかしながら、インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害が増加傾向にあるほか、価値観とともにライフスタイルの多様化が進んでいる等、人権を取り巻く環境はこれまで以上に複雑になっております。

こうした中、社会情勢や意識の変化を踏まえた新たな課題に対応し、さらなる効果的な施策の推進を図るため、新たに分野別課題に「性の多様性」を位置付けること等を行い、このたび「津島市人権施策推進プラン2030（改訂版）」を策定いたしました。

今後、本プランに基づき、人権が尊重される社会の実現を目指し、市民の皆様と一緒に取り組んで参ります。

令和8年3月

津島市長 日比一昭



# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画改訂の目的	1
2	中間見直しの基本的な考え方	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の策定体制	2
5	SDGsについて	3
第2章	人権推進に関する動き	4
1	人権に関する国、県等の動き	4
2	人権に関する津島市の動き	5
第3章	計画の基本的な考え方	7
1	計画の基本目標	7
2	計画の基本的概念	7
3	計画の体系	8
第4章	分野別課題と取組の方向	9
1	部落差別（同和問題）	9
2	女性	12
3	こども	15
4	高齢者	19
5	障がいのある人	22
6	外国人	26
7	感染症患者等	30
8	インターネット	33
9	性の多様性	36
10	さまざまな人権	39
第5章	基本施策の推進	43
1	人権教育・啓発の推進	43
2	相談・支援体制の充実	49
第6章	計画の推進	52
1	推進体制	52
2	職員研修	52
資料編		53
	人権をめぐる主な動き	53
	日本国憲法（抄）	58
	世界人権宣言	61
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	64
	部落差別の解消の推進に関する法律	65
	部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議	66
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	67
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	72

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律 .....	74
津島市人権が尊重されるまちづくり条例 .....	76
津島市人権施策推進審議会要綱 .....	78
津島市人権施策推進審議会委員会名簿 .....	79
津島市人権施策推進本部設置要綱 .....	80
策定経過 .....	82

# 第1章 はじめに

## 1 計画改訂の目的

「津島市人権施策推進プラン 2030」は、平成 12 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び、平成 30 年に施行した「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」に基づくものです。法律及び条例の趣旨に則り、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針となります。

令和 3 年 3 月に策定した「津島市人権施策推進プラン 2030」は、令和 12 年度までの 10 年間の計画期間としており、令和 7 年度は策定から 5 年が経過し、中間年度となります。

中間見直し時期を迎えるにあたり、市民意識調査による意見聴取や人権施策推進審議会での審議を行い、新たな課題に対応するべく施策の見直しを図り、令和 8 年度からは「津島市人権施策推進プラン 2030（改訂版）（以下、「本プラン」という。）」として計画の一層の推進を図ります。

【図表 1 計画期間】

計画/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
津島市 人権施策 推進プラン 2030	津島市人権施策推進プラン 2030									
					中間見直し					

## 2 中間見直しの基本的な考え方

今回の見直しは、10 年間の計画期間とする「津島市人権施策推進プラン 2030」の中間見直しであるため、基本目標や基本的概念はそのままに、新たな施策や変更が必要な箇所のみを見直します。

## 3 計画の位置づけ

本プランは、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び、平成 30 年に施行した「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」に基づくものです。

また、本プランは、「津島市総合計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものであり、「津島市男女共同参画プラン」等の本市の関連計画との整合性を図るものとします。

## 4 計画の策定体制

本プランの策定にあたっては、以下の体制と方法で策定を行いました。

### (1) 津島市人権施策推進審議会

本プランの策定にあたり、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、その他関係団体の代表者等から構成される「津島市人権施策推進審議会」を設置し、プランの内容等について審議を行いました。

### (2) 津島市人権施策推進本部及び幹事会

本プランの策定にあたり、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための機関であり、市長、副市長を始め庁内の関係職員で構成される「津島市人権施策推進本部」及び「津島市人権施策推進本部幹事会」においてプランの内容等について審議を行いました。

### (3) アンケート調査の実施

本プランの策定にあたり、市民の人権に関する意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とし、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

【図表2 人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要】

人権・男女共同参画に関する市民意識調査	
調査対象者	津島市内に居住する18歳以上の市民から無作為抽出
調査票配布数	2,000人
調査期間	令和6年7月3日～7月31日
調査方法	郵送配布、郵送回収及びインターネットによるオンライン回答
回収数	836人
回収率	41.8%

### (4) パブリックコメントの実施

本プランの素案を公表し、広く市民等の意見を集め、計画への反映に努めました。

【図表3 パブリックコメントの概要】

募集周知	市公式ホームページ、市政のひろば（10月号）に掲載
募集方法	郵送、ファックス、電子メール、投函箱（市役所、神守支所、神島田連絡所）で意見を募集
募集期間	令和7年10月15日～10月30日
結果	意見なし

## 5 SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された 2030 年 (令和 12 年) までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、わが国においても積極的に取組を進めています。

本プランに基づいて人権施策を推進することにより、SDGs の達成を目指します。

【図表4 SDGsについて】



## 第2章 人権推進に関する動き

### 1 人権に関する国、県等の動き

昭和20年、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、昭和23年の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。以降、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で人権や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。このような中で、平成27年の国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

わが国においては、昭和22年に、「日本国憲法」が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、「基本的人権の尊重」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利を大切にという考えで「自由権」「平等権」「社会権」等が定められました。

わが国固有の人権問題である部落差別問題を始め、女性、高齢者、障がいのある人等に対する差別などの人権侵害の解消を図るために多くの法制度が整備され、近年では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の、いわゆる「人権三法」が平成28年に施行されました。

また、この他にも平成30年の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」改正、令和2年の「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」施行や『『ビジネスと人権』に関する行動計画』策定、令和3年の「孤独・孤立対策の重点計画」策定、令和5年の「こども基本法」施行、「性的指向及びジェンダー<sup>1</sup>アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」施行、令和6年の「孤独・孤立対策推進法」施行、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」施行等、社会や経済状況の変化等に対応した法制度の整備が進められています。

愛知県においては、平成7年12月の愛知県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されたことを受け、平成9年12月に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

平成11年10月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年2月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しました。その後も人権問題の解消に向け、条例や制度の整備、計画の改定が進められ、平成31年3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の2度目の改定が行われました。

その後、令和4年4月、包括的な人権条例である「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。この条例に基づき、令和4年に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、令和6年3月に「あいち人権推進プラン」が策定され、全ての人の人権が尊重される社会づくりの推進に向け、取組の一層の強化が図られています。

1 ジェンダー：生まれ持った性別（セックス）とは別に、社会や文化が作り出した性別に関する考え方、役割、行動、属性などを指す。

## 2 人権に関する津島市の動き

本市では、昭和 54 年に「津島市総合計画」を策定し、まちづくりの基本理念の一つに「憲法の精神を遵守し、平和を守り、民主主義を育てるとともに、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立する」を掲げ、人権尊重がまちづくりの基本であることを明らかにしています。そして、この総合計画に基づき「市民相互の信頼のもとに、社会的な差別や偏見をなくし、あかるい市民生活の実現につとめる」ことを目標に様々な施策を推進してきました。

また、部落差別（同和問題）については、昭和 40 年の国の同和対策審議会の答申や昭和 44 年の同和対策事業特別措置法の制定を踏まえ、昭和 50 年から同和行政の取組を開始しました。以来、部落差別（同和問題）を市政の重要課題として位置づけ、平成 5 年に議会において「部落差別撤廃宣言」を決議するなど、国及び県と連携しながら積極的な施策の展開に努めてきました。

こうした中で、上述した人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成 12 年に「津島市人権施策推進本部」を設置しました。この推進本部は、「人権教育・啓発に関する行動計画」の策定及び推進を施策の柱としており、平成 16 年には「人権施策推進プラン」を策定しました。

平成 23 年に策定した「第 4 次津島市総合計画」の基本構想の中でも、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけており、部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる差別の解消を目指し、広く人権思想の普及に努め、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う地域社会を形成することを基本方針とし、「人権尊重のまちづくり」を目指して、行政、社会福祉協議会、ボランティア等が協働して取り組んでまいりました。

平成 21 年に「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成 23 年に令和 2 年度までの期間とした「津島市人権施策推進プラン」を策定しました。

平成 26 年には、市民の意識や実態を把握し、効果的な施策の推進を図るため、再び「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この結果やタウンミーティングによる市民の意見等を取り入れ、「人権施策推進プラン改訂版策定委員会」での審議を踏まえ、平成 28 年に「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」を策定しました。

その後、平成 30 年には、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項などを定めた「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」を施行し、この条例の施行とともに「津島市人権施策推進審議会」を設置して、人権推進に取り組んでいます。

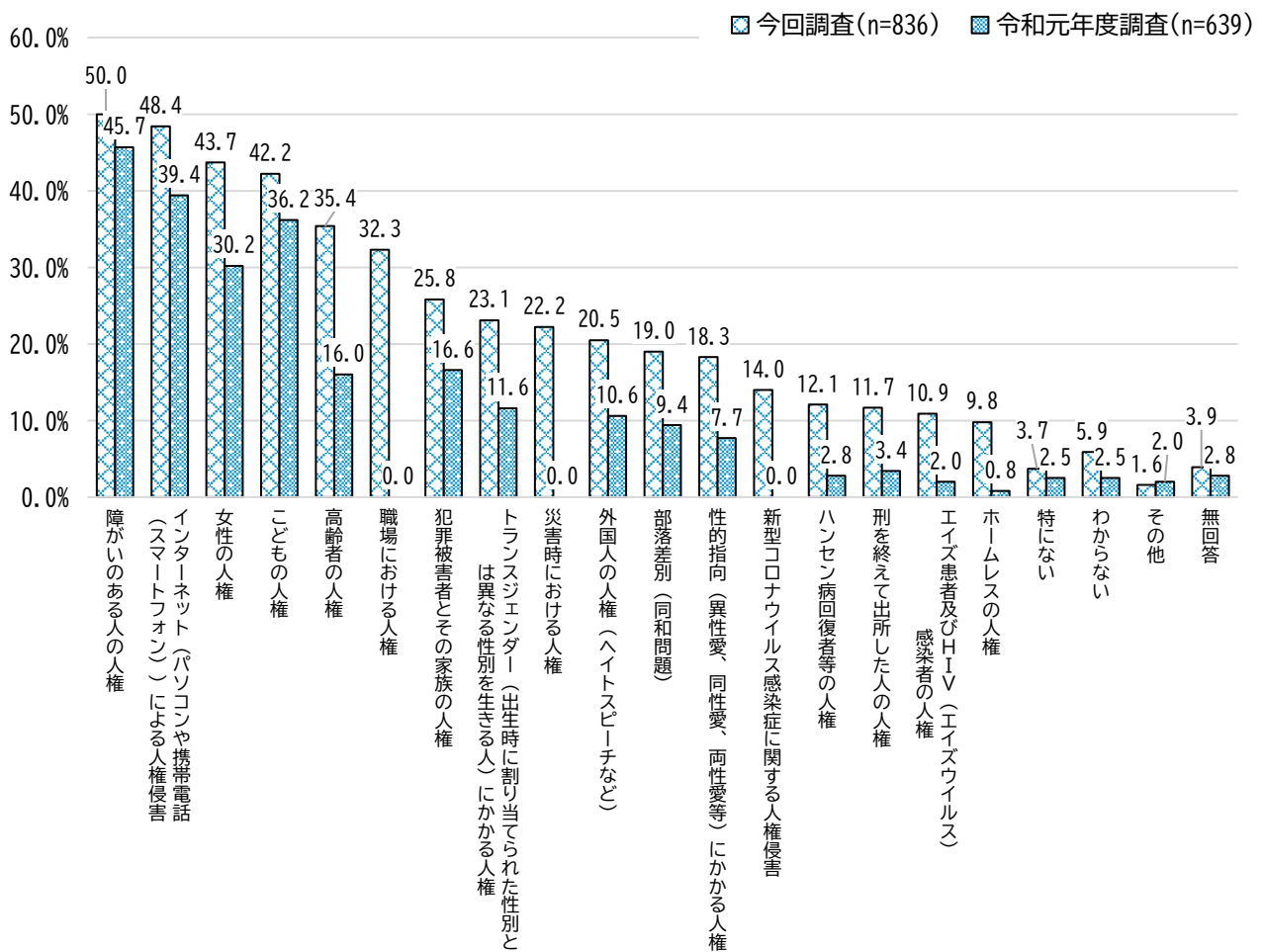
令和元年には、次期「津島市人権施策推進プラン」の策定に向け、計画期間を経て市民の意識変化の状況やその実態を把握し、さらなる効果的な施策の立案推進を図るため、新たな「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、この結果や「津島市人権施策推進審議会」での審議を踏まえ、令和 3 年に「津島市人権施策推進プラン 2030」を策定しました。

【図表5 人権に関する津島市の動向（抜粋）】

年	内容
平成5年	「部落差別撤廃宣言」決議
平成12年	「津島市人権施策推進本部」設置
平成16年	「人権施策推進プラン」策定
平成23年	「津島市人権施策推進プラン」策定
平成28年	「津島市人権施策推進プラン（改訂版）」策定
平成30年	「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」施行 「津島市人権施策推進審議会」設置
令和3年	「津島市人権施策推進プラン2030」策定

【図表6 人権にかかわる問題として、特に重要だと思う問題】

市民意識調査によると、人権にかかわる問題として、特に重要だと思う問題について、全体では「障がいのある人の人権」が50.0%と最も高く、次いで「インターネット（パソコンや携帯電話（スマートフォン）による人権侵害」が48.4%、「女性の人権」が43.7%となっています。



※今回調査は「〇はいくつでも」の設問だが、令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

※令和元年度調査に「職場における人権」「災害時における人権」「新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害」の選択肢は設定しておらず、今回調査からの選択肢となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本目標

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに  
人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現

差別や偏見といった人権課題は、様々な分野別課題ごとだけではなく、それぞれが複合的に絡み合うことによっても生じます。

そのため、市民一人ひとりが人権を他人事ではなく「自分自身のこと」として考えるとともに、相手の立場に立って人権について考え、人権課題や人権尊重の大切さを理解し、普段の生活の中で学び、実践していくことが必要です。

そこで、本プランにおいても、「津島市人権施策推進プラン 2030」の基本目標である「あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現」の下、引き続きだれもが人として尊重される人権社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 2 計画の基本的概念

基本目標の実現に向け、次の3つの基本的概念を定めます。個人での取組、相手との取組、みんなで行う取組と、取組の主体が広がっていくイメージも兼ねた概念としています。

#### (1) 一人ひとりの人権意識の向上（個人での取組）

本市で長年取り組んでいる人権施策を継続し、市民一人ひとりが人権意識の大切さ、人権の基本的な認識や考え方を習得し、日常の暮らしに定着するよう、人権意識の向上を図ります。

#### (2) 個人(お互い)の尊厳の確保（相手との取組）

市民同士が互いに尊重し合い、自立した人間として個性や能力を発揮でき、自分らしく安心して生活できるよう、全ての人の個人の尊厳を確保するよう努めます。

#### (3) 心のバリアフリーの推進（みんなで行う取組）

建物、道路などまちのバリアフリーが進む中、人々の偏見や差別などの心理的な障壁を取り除き、全ての人が暮らしやすい社会になるよう「心のバリアフリー」を推進します。

### 3 計画の体系

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現を目指し、3つの基本的概念を踏まえて、「分野別課題と取組の方向」及び「基本施策の推進」に取り組めます。

【図表7 計画の体系図】



# 第4章 分野別課題と取組の方向

## 1 部落差別（同和問題）

### 《現状と課題》

平成28年に施行された「部落差別解消推進法」は、わが国固有の大きな人権問題である部落差別（同和問題）について、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、継続して改善対策が行われてきましたが、現在もなお一定の地域の出身あるいは居住していることなどを理由に、日常生活の中で排除、忌避、差別を受ける人々が存在するとともに、情報化の進展に伴いインターネット上で部落の所在地や部落出身者であることの暴露、差別的な発言の掲載や、部落差別（同和問題）を口実に企業や行政機関に不当な圧力をかける「えせ同和行為<sup>2</sup>」など、部落差別（同和問題）に関する状況の変化が生じていることを踏まえて作られました。

本市では、国の行動計画等に基づき、部落差別（同和問題）を人権課題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けて長年取り組んできています。

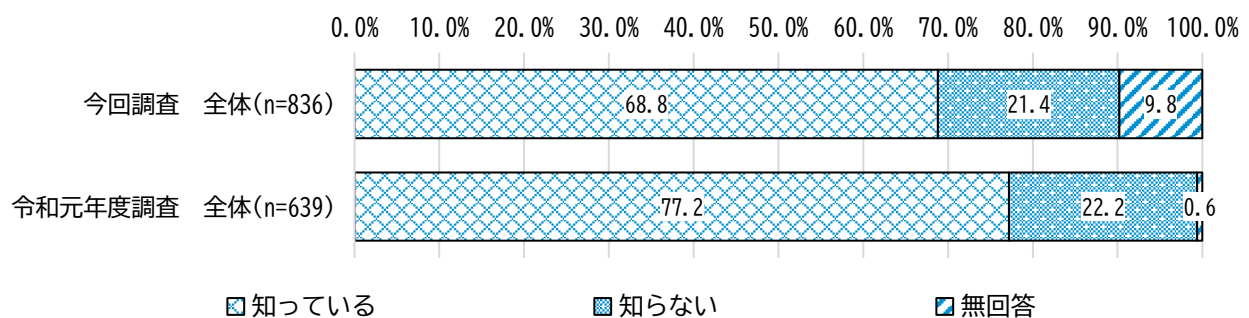
市民意識調査結果によると、部落差別（同和問題）の認知度は令和元年度調査に比べて減少している状況であり、また、部落差別（同和問題）の解決に対する考えについて、「わからない」の割合が最も高くなっています。

人権が尊重される社会を実現するため、学校などでの人権教育を充実させるとともに、個人個人自らが人権意識を高めるよう、地域や職場での正しい知識の普及や人権意識向上に向けた啓発を進めていく必要があります。

### 【図表8 部落差別（同和問題）の認知度】

「部落差別」「部落問題」「同和問題」といわれる問題について、全体では、「知っている」が68.8%、「知らない」が21.4%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「知っている」と「知らない」がともに減少傾向にあります。

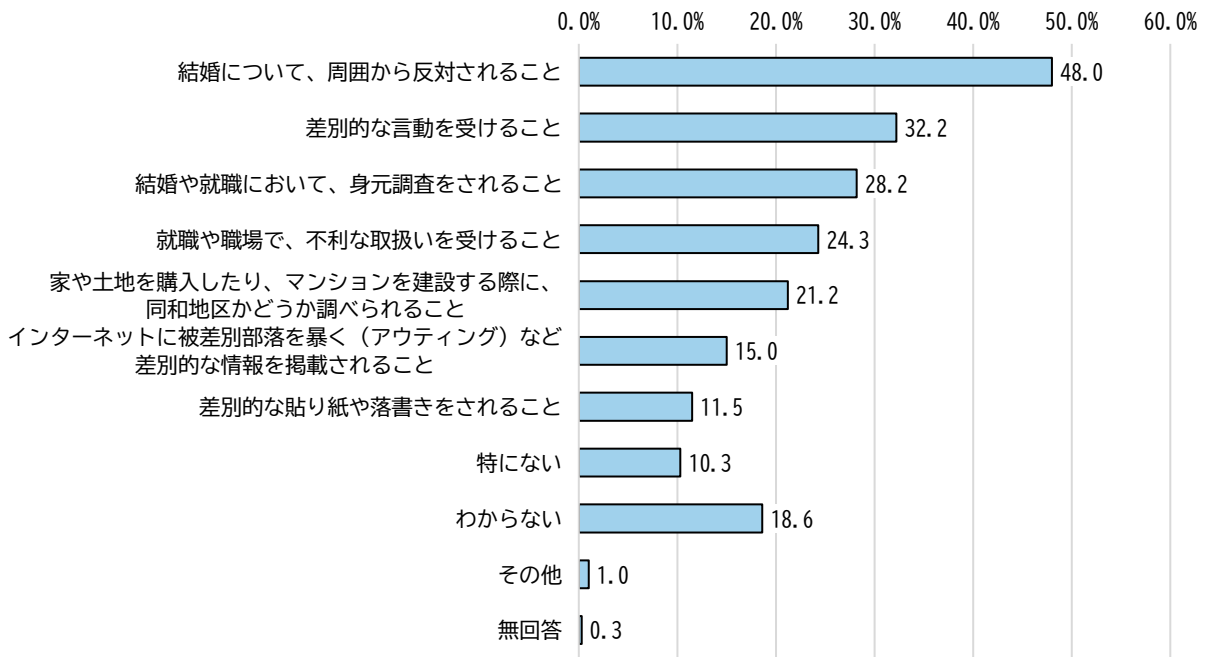


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

2 えせ同和行為：部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為のことであり、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因となっている。国においては、えせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

【図表9 部落差別(同和問題)について人権が尊重されていないと思うこと】

部落差別(同和問題)について、全体では「結婚について、周囲から反対されること」が48.0%と最も高く、次いで「差別的な言動を受けること」が32.2%、「結婚や就職において、身元調査をされること」が28.2%となっています。

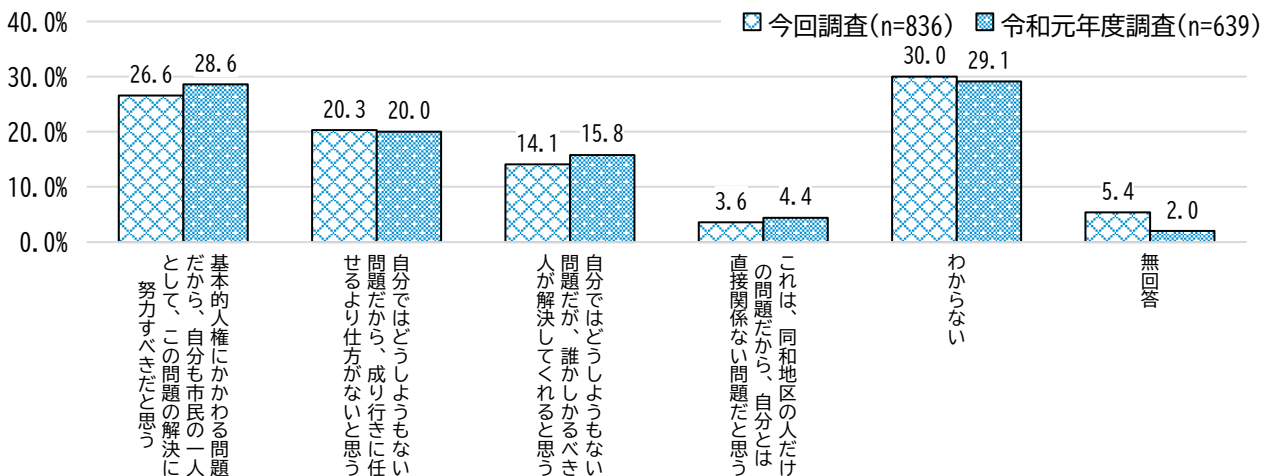


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表10 部落差別(同和問題)の解決に対する考え】

部落差別(同和問題)の解決に対する考えについて、全体では「わからない」が30.0%と最も高く、次いで「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が26.6%、「自分ではどうしようもない問題だから、成り行きに任せるより仕方がないと思う」が20.3%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」、「自分ではどうしようもない問題だから、成り行きに任せるより仕方がないと思う」、「これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う」が減少傾向にあります。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

本市の人権問題において重要な柱として位置付けている部落差別(同和問題)について、個人の意識改革に向けて人権教育・啓発の取組を進めます。

【図表 11 取組の方向】

取組	内容
教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・部落差別(同和問題)を正しく理解し、心理的差別の解消を進めるため、行政、地域社会、学校などが連携して様々な場における効果的な教育・啓発活動を推進します。</li></ul>
南文化センターの有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・啓発・交流の拠点となる取組を推進します。</li><li>・地域住民の福祉や文化の向上を図ります。</li><li>・地域住民の生活相談などに応じ、適切な助言を行うため、関係機関との連携を図ります。</li></ul>

## 2 女性

### ≪現状と課題≫

昭和 50 年、国際連合は女性の地位向上を目指して「国際婦人年」を提唱し、以降、世界各地において女性問題をめぐって活発な議論が行われています。

昭和 54 年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。わが国では条約の批准に向け、昭和 57 年に「女子に対する差別の撤廃に関する委員会（女子差別撤廃委員会）」を設置し、昭和 60 年に条約に批准しました。

「日本国憲法」第 14 条では、「法の下での平等」について、人々が等しく自由で豊かに生きる権利を保障しています。また、第 24 条では「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」について、両性の本質的な平等を保障しています。また、平成 27 年に開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、17 の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、国際的なジェンダー平等の取組は継続して積極的に進められています。

国においては、「男女共同参画社会基本法」の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV<sup>3</sup>防止法）」、「ストーカー<sup>4</sup>行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の制定・改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」等の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「子ども・子育て支援法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「女性支援法」等の制定など、女性の人権、女性の活躍推進、男女の働き方、子育て支援、自立支援といった男女共同参画に関わる法整備が進んでいます。

市民一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本市では、平成 14 年に最初の男女共同参画プランを策定して以降、全庁的に男女共同参画に向けた取組を推進してきました。

市民意識調査結果によると、女性の人権が尊重されていないと思うことは、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けるににくい社会環境」、「職場における差別待遇」、「固定的な性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）」が上位になっています。また、本市のDV相談件数は近年増加傾向にある一方で、市民意識調査結果によるとDVの相談窓口を「知っている」の割合が令和元年度調査から減少しています。

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性が活躍できる雇用環境づくり、配偶者・パートナー間の暴力防止、困難な問題を抱える女性への支援等に対応していく必要があります。

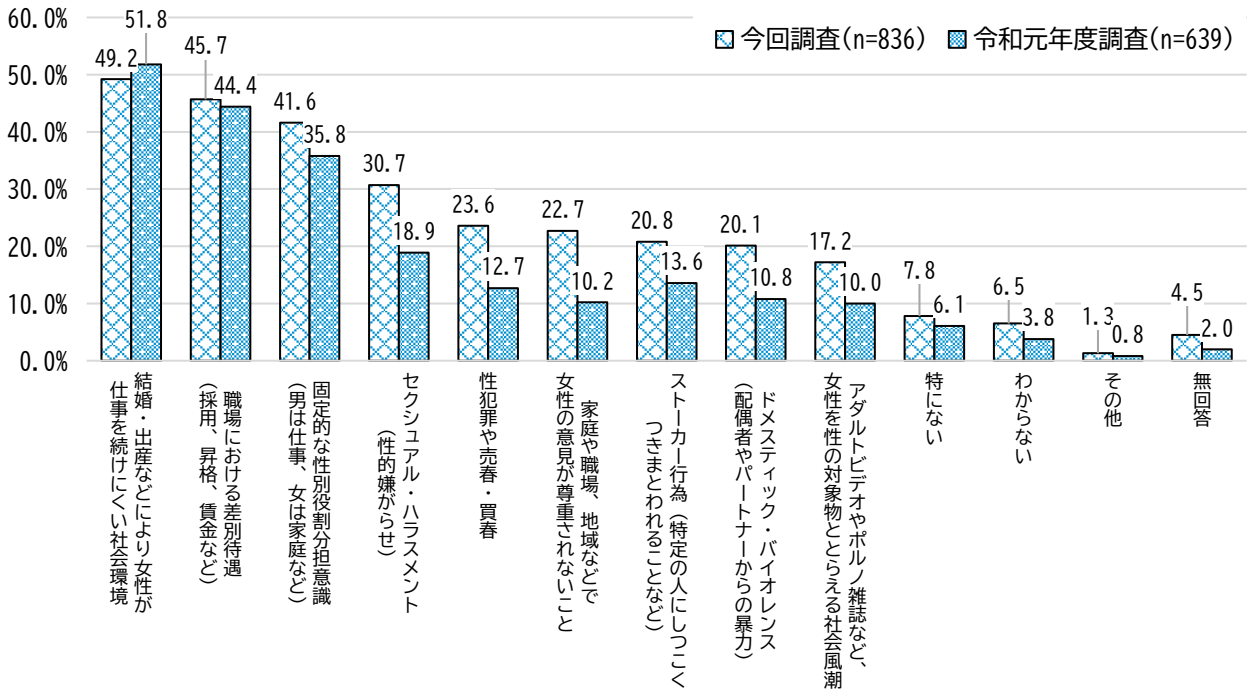
3 DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）のこと。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

4 ストーカー：特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して行うつきまとい等を繰り返して行うことをいう。こうした行為は、ストーカー規制法により規制されている。

【図表 12 女性の人権が尊重されていないと思うこと】

女性の人権問題について、全体では「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が49.2%と最も高く、次いで「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が45.7%、「固定的な性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）」が41.6%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」、「性犯罪や売春・買春」、「家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと」が特に大きく増加傾向にあります。



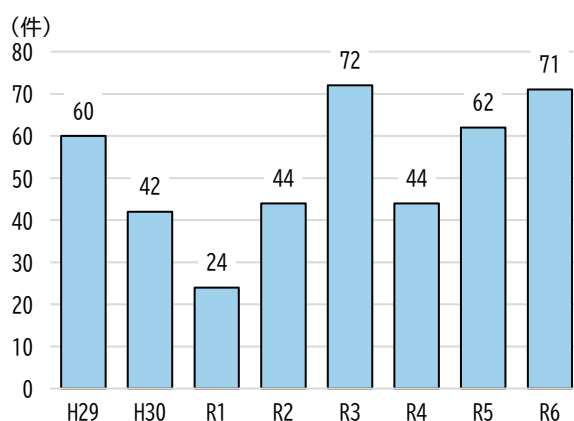
※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 13 DV相談件数】

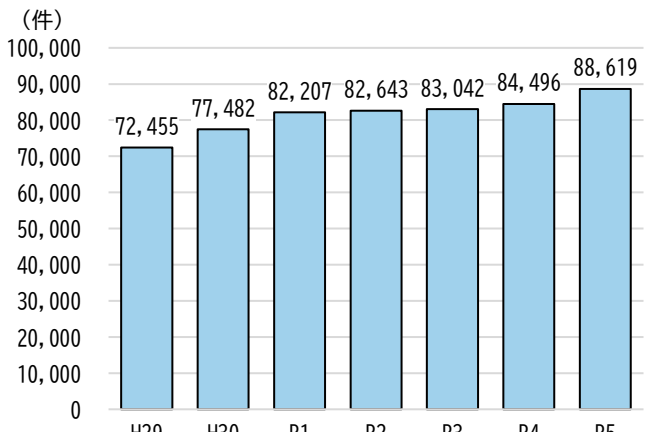
本市における配偶者からの暴力等の相談件数は令和6年度で71件であり、近年は増加傾向にあります。全国的には配偶者からの暴力事案等の認知件数は増加しており、令和5年度では88,619件となっています。

◆DV相談件数（津島市）



資料：津島市人権推進課

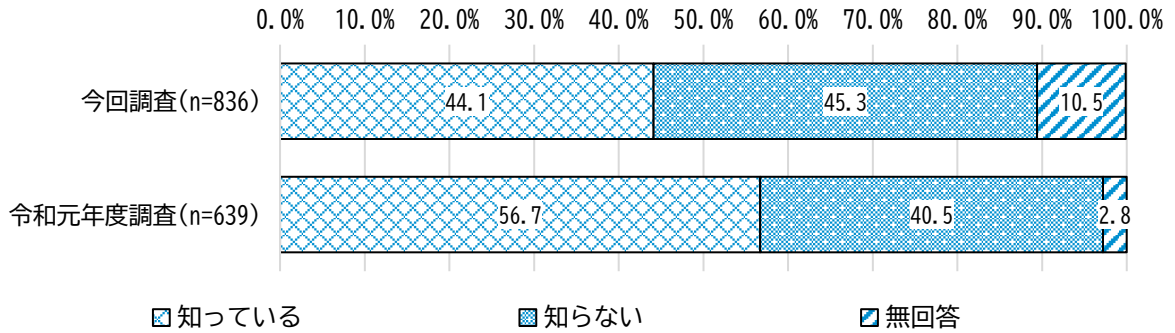
◆DV等相談件数（全国）



資料：警察庁

【図表 14 DVについての相談窓口の認知度】

DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が44.1%であり、令和元年度調査と比較すると認知度は減少しています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向性》

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性活躍の推進、DV対策、困難な問題を抱える女性の支援を推進します。

【図表 15 取組の方向】

取組	内容
女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用機会と待遇の均等確保を図るため、事業者への広報・啓発活動により自主的な取組を支援します。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた啓発を推進します。</li> </ul>
DV対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者やパートナー間の暴力の根絶、女性の人権尊重に向けた広報・啓発、相談体制の充実などの基盤づくりを推進します。</li> <li>・DV被害者への適切な支援や、デートDV<sup>5</sup>やJKビジネス<sup>6</sup>など若年層を対象とする予防啓発を推進します。</li> </ul>
困難な問題を抱える女性の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性の自立支援、相談支援等支援体制を整備するため、庁内関係課及び関係機関等との連携強化、情報共有を図ります。</li> </ul>

5 デートDV：DVのうち、婚姻関係にない交際関係における暴力のことをいう。

6 JKビジネス：接客サービスを売りにしたビジネスの総称。女子高校生が児童買春などの犯罪に巻き込まれるケースが相次ぎ、問題視されている。

### 3 こども

#### 《現状と課題》

こどもの人権については「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連で採択され、日本においても平成6年に批准されました。この条約は、こどもを権利の主体として位置づけ、基本的な考え方として、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つの原則が示されました。

わが国においても、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「いじめ防止対策推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」といった、こどもの人権を守るための法制度が整備されてきたことに加え、令和5年に施行された「こども基本法」では、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた基本理念にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を推進することとされました。また同年に作られた「こども大綱」では、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことが基本方針として位置づけられ、「こどもまんなか社会<sup>7</sup>」が目指されています。

一方、依然として児童虐待、いじめ問題、不登校、こどもの貧困といったこどもの人権をめぐる課題は多く残されており、近年ではインターネット、スマートフォン、携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、交流サイト（SNS）を介した事件等、こどもの人権が侵害されやすい環境になっています。さらに、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどものことを指す「ヤングケアラー」への認識が広まりつつあります。

本市においてはこどもの数が減少を続けており、少子化が進行しています。国勢調査によると、令和2年の0～19歳人口は10,000人を下回っており、今後の推計では20年後の令和22年に5,000人を下回ると予想され、30年後の令和32年には3,818人になると予想されています。また、統計結果によると、本市における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、令和6年度で74件となっています。

本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、「家庭の共育力の向上」と「地域の協育力向上」を柱に全庁的な取組を推進してきました。

市民意識調査結果によると、こどもの人権が尊重されていないと思うことは、「保護者によるこどもへの暴力や育児放棄（ネグレクト）などの虐待」、「こどもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」、「インターネット（パソコンや携帯電話（スマートフォン））を使ってのいじめ」が上位になっています。

こどもや家庭が抱える困難や課題は、こどもの要因、保護者や家庭の要因、環境の要因等が複合的に重なり合うことで、様々な形で表れます。こどもの人権が守られ、健やかで心豊かな成長を育み、全ての子育て世帯が安心して子育てできるよう、こどもと家庭への包括的なサポートが必要です。

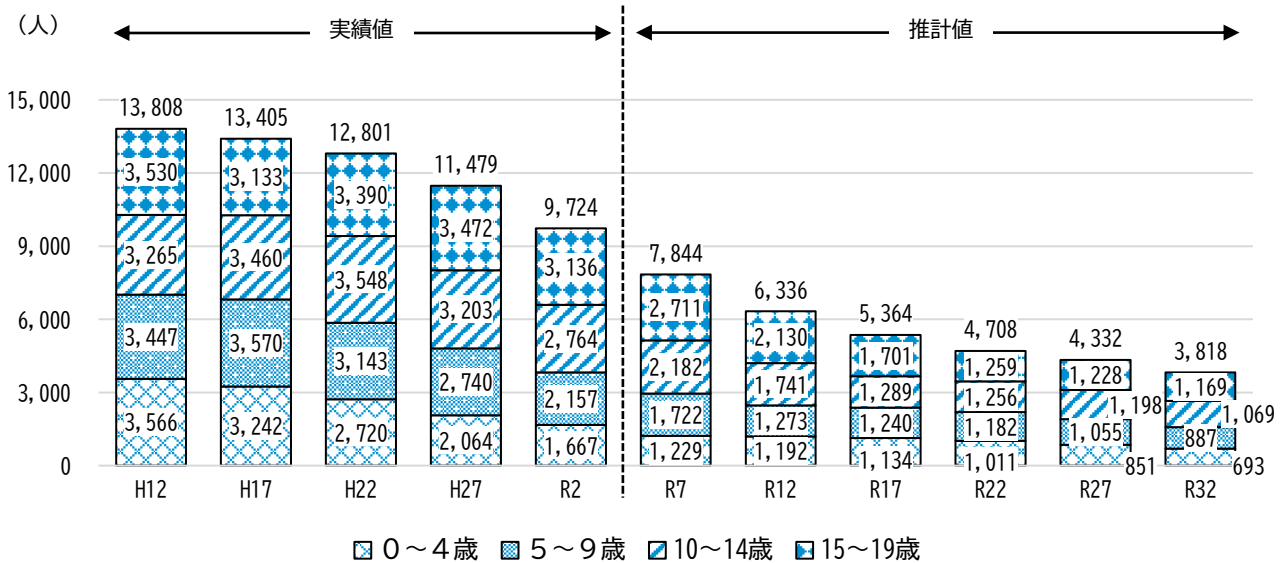
---

7 こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

【図表 16 こどもの人口の推移・推計】

こどもの人口（0～19歳）について、平成12年以降減少を続けており、令和2年では9,724人となっています。

令和2年以降も減少を続ける見込みであり、30年後の令和32年には3,818人になると予想されています。

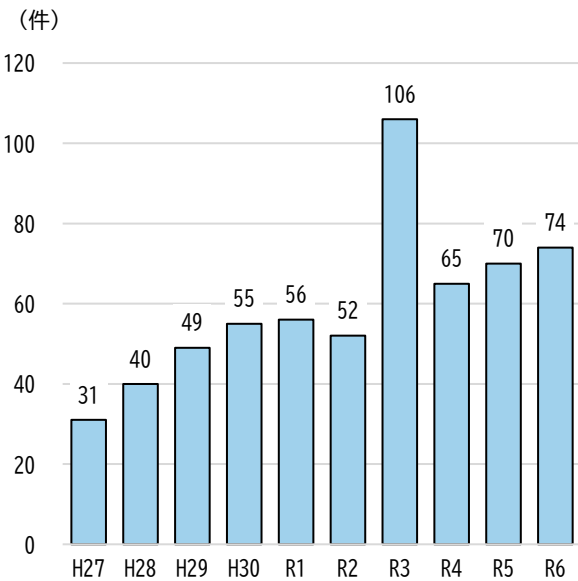


資料：国勢調査（H12～R2）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」（R7以降）

【図表 17 児童虐待相談件数】

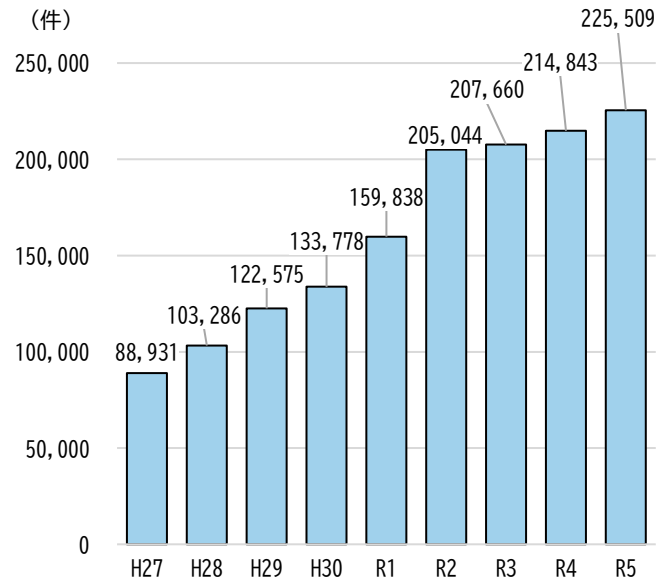
本市における児童虐待の相談対応件数は、令和6年度で74件となっており、おおむね増加傾向にあります。全国的に児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度には225,509件で過去最多となっています。

◆児童虐待相談対応件数（津島市）



資料：津島市子育て支援課

◆児童虐待相談対応件数（全国）

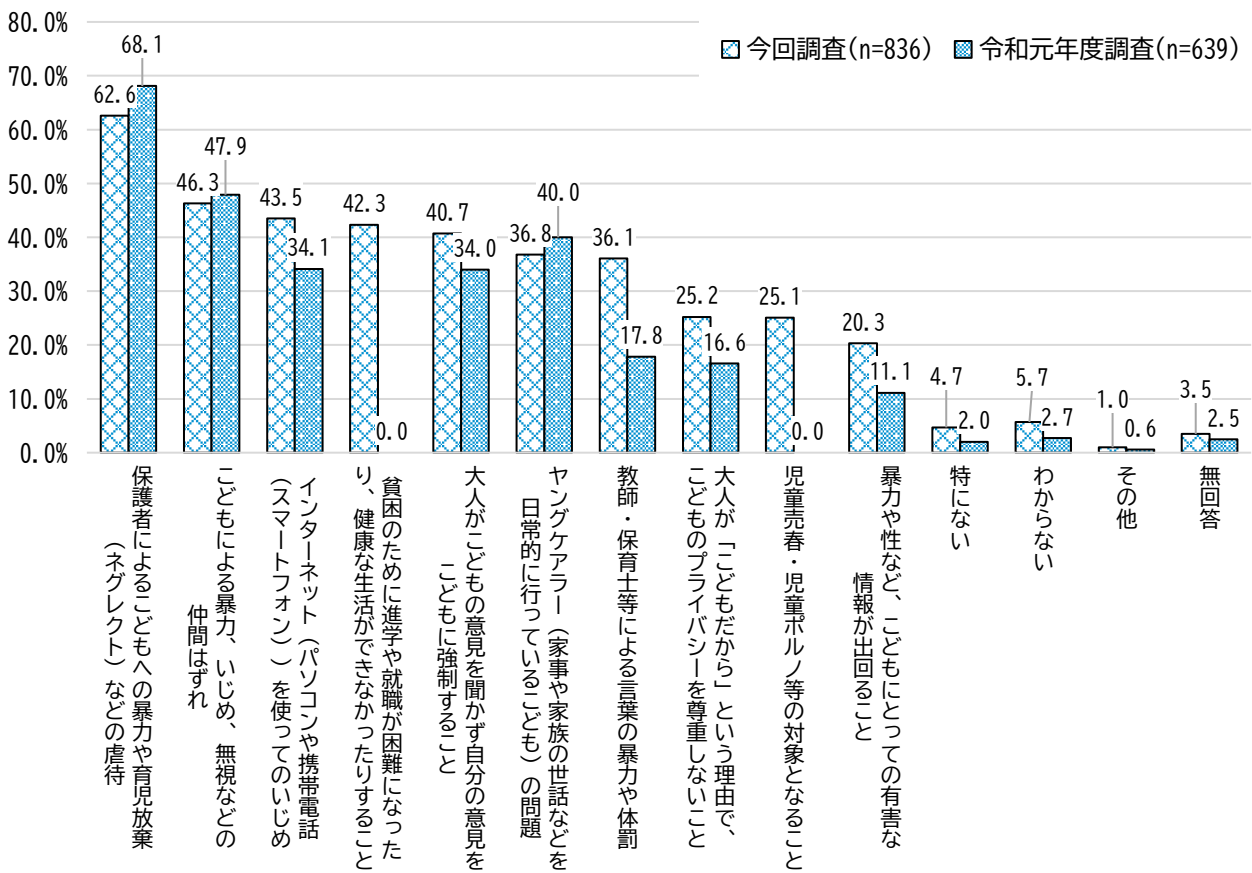


資料：厚生労働省

【図表 18 こどもの人権が尊重されていないと思うこと】

こどもの人権問題について、全体では「保護者によるこどもへの暴力や育児放棄（ネグレクト）などの虐待」が62.6%と最も高く、次いで「こどもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」が46.3%、「インターネット（パソコンや携帯電話（スマートフォン））を使ってのいじめ」が43.5%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「インターネット（パソコンや携帯電話（スマートフォン））を使ってのいじめ」、「大人がこどもの意見を聞かず自分の意見をこどもに強制すること」、「教師・保育士等による言葉の暴力や体罰」、「大人が『こどもだから』という理由で、こどものプライバシーを尊重しないこと」、「暴力や性など、こどもにとっての有害な情報が出回ること」が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

※令和元年度調査に「貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること」「児童売春・児童ポルノ等の対象となること」の選択肢なし

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

将来を担うこどもの人権を尊重し、健やかで心豊かな成長を育めるよう、こどもの虐待、いじめ・不登校・引きこもりの防止や早期発見、心のケア等の支援を推進します。

【図表 19 取組の方向】

取組	内容
虐待対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童虐待に対する認識やその予防、児童虐待の早期発見と発見した際の通告の重要性について、市民の意識向上を図るための啓発活動を推進します。</li><li>・子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対する相談、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進します。</li></ul>
いじめ・不登校対策など	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校においていじめや体罰などの予防に向けた教育、これらを受けたこどもに対する心のケア、相談体制の充実を図ります。</li><li>・不登校の解決に向けて学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。</li></ul>
インターネット上の人権侵害や依存症防止などの理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権侵害や個人情報の流出、スマートフォン等への依存性など、インターネットを利用する上での問題を理解するための取組を推進します。</li></ul>

## 4 高齢者

### 《現状と課題》

平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、令和6年10月1日現在の日本の65歳以上高齢者の割合（高齢化率）は29.3%となっており、現在日本は超高齢社会に突入しています。令和7年にはいわゆる「団塊の世代<sup>8</sup>」が75歳以上の後期高齢者となり、また、令和22年にはいわゆる「団塊ジュニア世代<sup>9</sup>」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えることが予想されています。

高齢化が進む中で、地域においては、今後ますます一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、認知症を患う人も増加することが予想され、消費者被害や高齢者虐待、判断能力の低下で生活の維持が困難になるなど、自己責任だけでは尊厳のある暮らしを続けられなくなる高齢者が増加していくことが見込まれます。

国においては、介護保険制度<sup>10</sup>や高齢者の権利擁護のための成年後見制度<sup>11</sup>の創設、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」の施行等、高齢者の生活と権利を守るための取組が進められてきました。

本市の高齢者人口は増加を続けており、令和2年では18,299人、高齢化率は30.0%と、約3人に1人が高齢者となっています。今後の推計では、高齢者人口は令和22年をピークに減少に転じる一方で、高齢化率は上昇し続ける見込みとなっており、30年後の令和32年では高齢者人口は19,556人、高齢化率は46.2%と、約2人に1人が高齢者となると予想されています。また、市民意識調査結果によると、高齢者の人権が尊重されていないと思うことは、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「賃貸住宅等への入居が困難なこと」、「様々な生活の場面（病院や福祉施設等）で不当な扱いや嫌がらせ、虐待を受けること」が上位になっています。

高齢者が自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けていくためには、高齢者自身の能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進というような、地域住民の力を活かした支え合いの仕組み作りが重要です。また、介護保険制度を含めた高齢者への支援体制の充実を推進するとともに、高齢者への虐待防止や認知症に関する施策の推進を通じた高齢者の権利擁護を図っていくことが必要です。

---

8 団塊の世代：昭和22年から24年（1947年から1949年）に生まれた世代のこと。高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の変化の象徴であり、消費文化の中で育った。人口構造上大きな割合を占めており、令和7年には団塊の世代にあたる全ての人々が75歳以上となる。

9 団塊ジュニア世代：昭和46年から49年（1971年から1974年）に生まれた世代のこと、第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。令和22年には団塊ジュニア世代にあたる全ての人々が65歳以上となる。

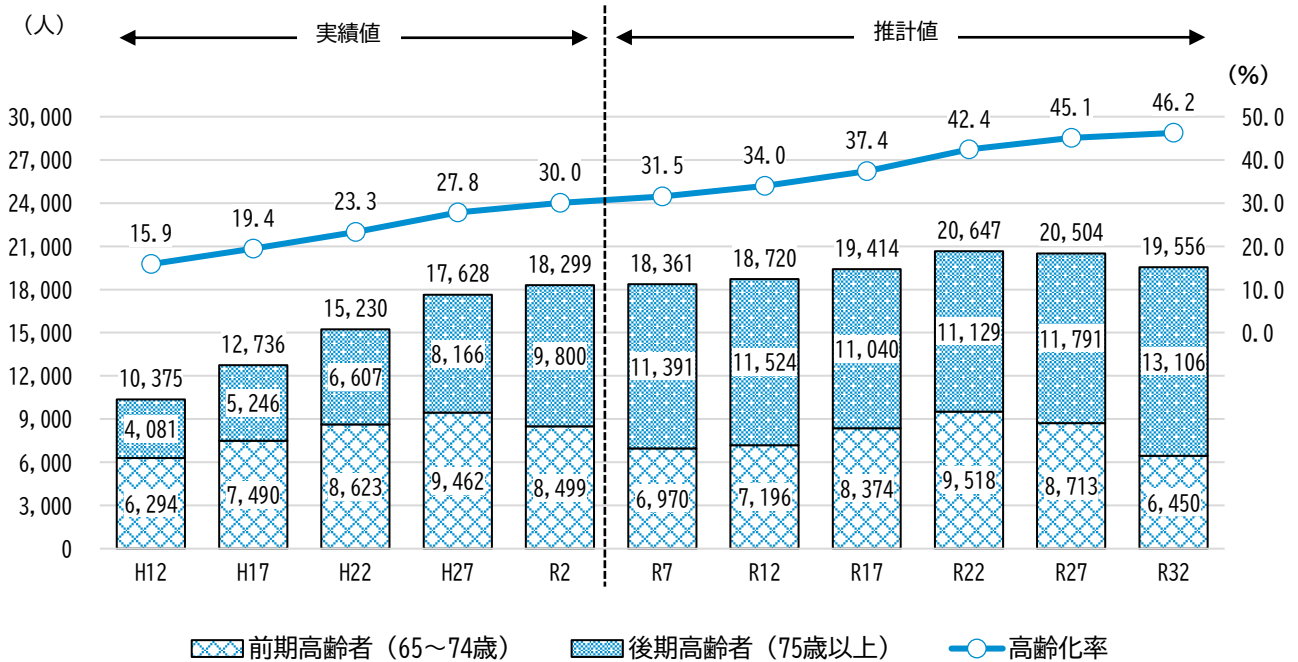
10 介護保険制度：社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度。40歳以上の人々が被保険者となって、保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用することができる。

11 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で、物事を判断する能力が十分でない方に、財産管理や身上保護などの法律行為を行う際に、成年後見人等（法定後見の場合は家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人、任意後見の場合はあらかじめ契約で決めた後見人）が支援する制度。

【図表 20 高齢者の人口の推移・推計】

高齢者の人口（65歳以上）について、平成12年以降増加を続けており、令和2年では18,299人で、高齢化率は30.0%となっています。

令和2年以降、令和22年にかけて増加を続けたのち、令和22年以降は減少に転じる見込みであり、30年後の令和32年では19,556人になると予想されています。高齢化率は増加を続ける見込みであり、令和32年では46.2%になると見込まれます。

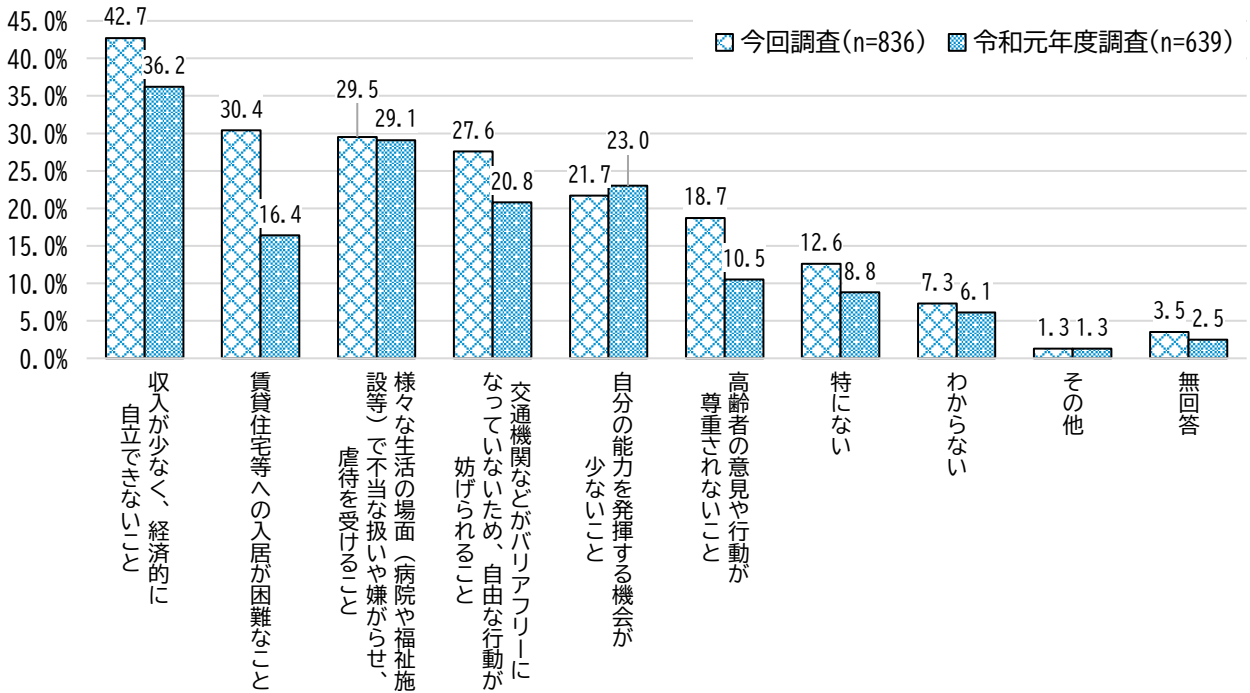


資料：国勢調査 (H12～R2)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5 (2023) 年推計」(R7 以降)

【図表 21 高齢者の人権が尊重されていないと思うこと】

高齢者の人権問題について、全体では「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が42.7%と最も高く、次いで「賃貸住宅等への入居が困難なこと」が30.4%、「様々な生活の場面（病院や福祉施設等）で不当な扱いや嫌がらせ、虐待を受けること」が29.5%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「賃貸住宅等への入居が困難なこと」、「様々な生活の場面（病院や福祉施設等）で不当な扱いや嫌がらせ、虐待を受けること」、「交通機関などがバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」、「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」が増加傾向にあります。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向性》

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り・支え合いの促進、生きがいを推進します。

【図表 22 取組の方向】

取組	内容
見守りと支え合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の見守り活動の充実・高齢者虐待の防止を推進します。</li> <li>・支援を要する高齢者と家族を支える事業を推進します。</li> </ul>
生きがいをづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各組織の活動、ボランティア活動など多様な社会参加を通じ、人と人との交流を促進します。</li> <li>・高齢者がいつでも気軽に生涯学習やスポーツを行えることは、人との交流や介護予防にもつながることから、その環境づくりを推進します。</li> </ul>

## 5 障がいのある人

### 《現状と課題》

平成 18 年に国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、日本は平成 26 年にこれを批准しました。

国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年に「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の捉え方が従来の「医学モデル<sup>12</sup>」から「社会モデル<sup>13</sup>」へと転換されたうえで、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいのあるなしに分け隔てられることなく、一人ひとりが活躍できる社会（共生社会）を目指すことが掲げられました。

その他、同年には「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成 25 年には「障害者差別解消法」が制定されました。「障害者差別解消法」については、令和 3 年の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮<sup>14</sup>の提供が義務化されるなど、同法律に基づいた不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての取組が進められています。

障害者権利条約批准後も国内の法制度の整備は進められており、令和 4 年には、障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等を目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。

また、令和 6 年 7 月 3 日の最高裁判決において、「旧優生保護法<sup>15</sup>」の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、この法律に基づいて特定の疾病や障がいを有すること等を理由とした優生手術（不妊手術）等を受けられた方に対する国家賠償が認められました。

---

12 医学モデル：「障がい」を当事者の心身の状態として理解するもの。障がい者の様々な困難の理由を障がい者自身の病気や傷害、その他の健康状態から直接引き起こされた人の特性（個人的な問題）と捉える考え方。

13 社会モデル：「障がい」は社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがあいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方。

14 合理的配慮：障がいのある人の社会参加を阻害しているバリアを取り除くために、事業者（企業や学校など）が、障がいのある人のニーズに合わせ、過度な負担にならない範囲で必要な配慮を行うこと。

15 旧優生保護法：昭和 23 年に成立した、「優生思想・優生政策上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」と、「母体保護」の 2 つを目的とし、強制不妊手術（優生手術）、人工妊娠中絶の合法化、受胎調節、優生結婚相談などを定めた法律。この法律に基づく優生手術は、平成 8 年までに約 25,000 件実施されたと言われている。平成 8 年の法改正で、優生思想に基づく部分は障がい者差別であるとして削除され、法律名も「母体保護法」に改められた。

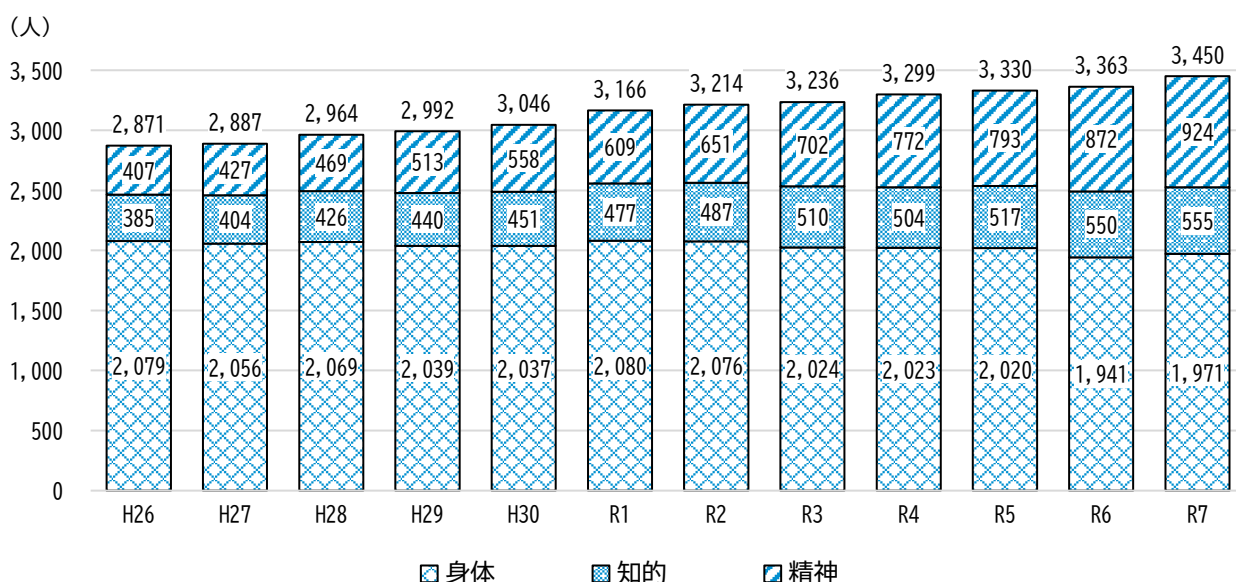
本市の障がいのある人の数（障害者手帳<sup>16</sup>所持者数）は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が大きく増加しています。また、市民意識調査結果によると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことは、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「じろじろと見られたり、避けられたりすること」が上位になっています。

障がいの有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現に向け、本市が推進してきたノーマライゼーション<sup>17</sup>の理念を継続しつつ、障がいのある人に関する正しい知識の教育や啓発など、関心と理解を深めるための取組の充実や障がいのある人が社会の一員として人権が尊重される意識づくりが必要です。

【図表 23 障害者手帳所持者数の推移】

本市の障がいのある人の人口は、令和7年4月1日現在で3,450人となっており、増加傾向にあります。

障がい種別に見ると、平成26年以降、特に精神障害者保健福祉手帳が大きく増加しています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

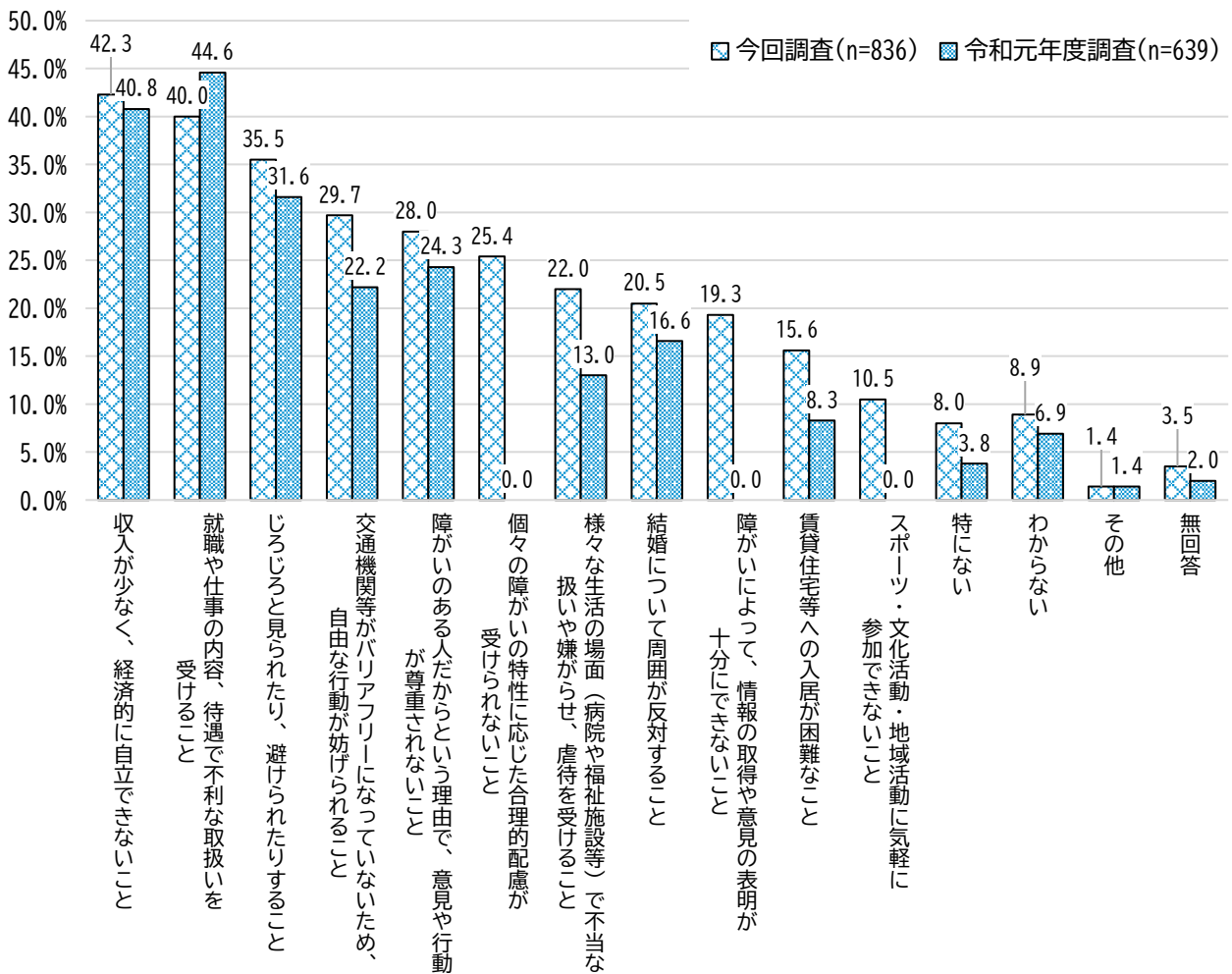
16 障害者手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種がある。身体障害者手帳は、体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。療育手帳は、児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。精神障害者保健福祉手帳は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証するものとなっている。

17 ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそが、正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

【図表 24 障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこと】

障がいのある人の人権問題について、全体では「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が42.3%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が40.0%、「じろじろと見られたり、避けられたりすること」が35.5%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「じろじろと見られたり、避けられたりすること」、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」、「障がいのある人だからという理由で、意見や行動が尊重されないこと」、「様々な生活の場面（病院や福祉施設等）で不当な扱いや嫌がらせ、虐待を受けること」、「結婚について周囲が反対すること」、「賃貸住宅等への入居が困難なこと」が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

※今回調査の「賃貸住宅等への入居が困難なこと」の選択肢は、令和元年度調査では「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」となっている

※令和元年度調査に「個々の障がいの特性に応じた合理的配慮が受けられないこと」「障がいによって、情報の取得や意見の表明が十分にできないこと」「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」の選択肢なし

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

障がいのある人も含めてだれもが生活しやすいまちを目指して、街のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、人権を尊重するまちづくりを推進します。

【図表 25 取組の方向】

取組	内容
ハードからハードへ、バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・だれもが安心して暮らし、気軽に出かけられる街を形成していくため、道路・公園・公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。</li><li>・障がいのある人に配慮する心のバリアフリーの周知啓発を推進します。</li></ul>
教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人の人権尊重についての理解を深めるため、教育・啓発活動を推進します。</li></ul>

## 6 外国人

### 《現状と課題》

平成31年4月に、「出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)」の改正法が施行され、新たな在留資格が創設されました。人手不足の産業分野における受入れの拡大が図られており、今後ますます在留外国人の増加が予想されています。また、日本で生まれた外国人の子どもや、両親のどちらかが外国出身である子どもも増加しています。

また、令和5年、令和6年にも「出入国管理法」は改正されており、外国人の在留に関する法整備が進んでいます。

国によると、令和6年末現在における在留外国人数は、376万8,977人であり、昭和34年に統計を取り始めて以降、過去最高となっています。都道府県別にみると、愛知県は全国で3番目に在留外国人が多くなっています。

国際化が進みつつある中で、様々な言語、文化、社会習慣等の違いについて相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などがあり、また、情報が十分でないことなどからコミュニケーションに問題が発生することもあります。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や犯罪行為、いわゆるヘイトスピーチ<sup>18</sup>やヘイトクライム<sup>19</sup>が社会問題化しています。こうした状況を踏まえ、民族や国籍の違いを認め、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合う社会を目指して、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。

本市においても外国人人口は増加を続けており、令和7年4月1日現在で市内に住む外国人は2,675人となっています。市民意識調査結果によると、外国人の人権が尊重されていないと思うことは、「国籍による偏見や差別があること」、「地域社会での受入れが十分でないこと」、「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入りにくいこと」が上位になっています。

市民及び外国籍市民が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに尊重しあえる意識づくりを目指し、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、だれもが快適な生活を送ることができる多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

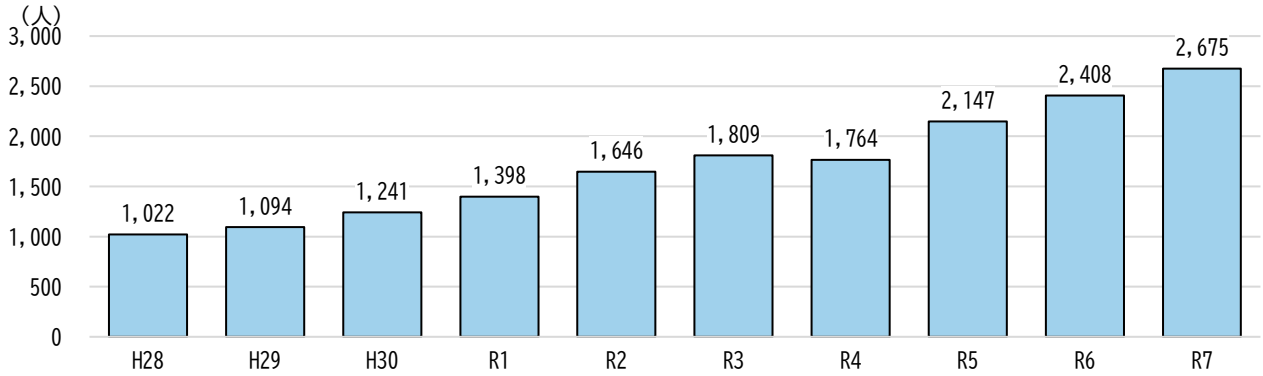
---

18 ヘイトスピーチ：ある個人や集団を、その人種、民族、宗教、ジェンダーなどに基づいて差別的に攻撃する言動のこと。具体的には、特定の集団を軽蔑したり、排除しようとする言動や、その集団への嫌悪感や憎悪を表明するような発言などが含まれる。

19 ヘイトクライム：人種、宗教、民族性など、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪や偏見を動機とする犯罪のこと。

【図表 26 津島市の外国人人口の推移】

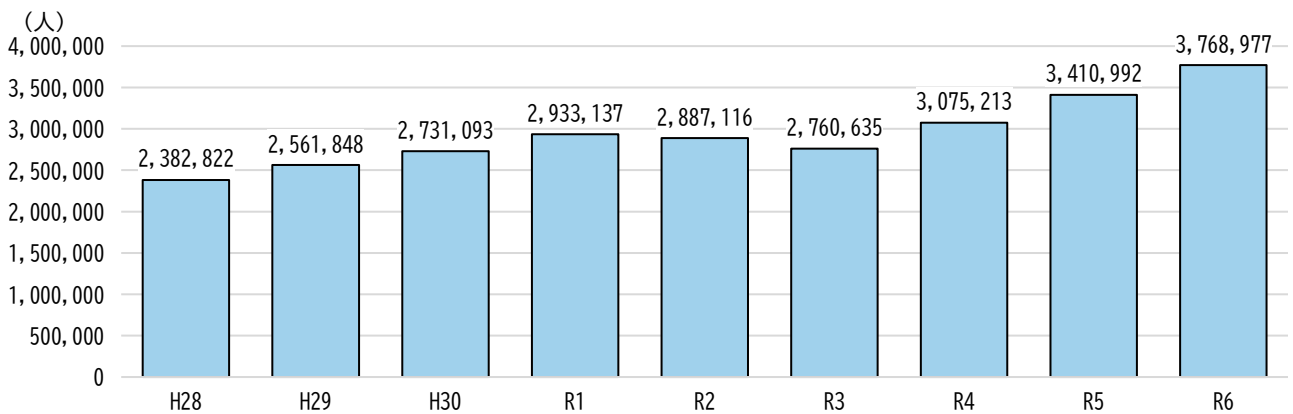
本市の外国人人口は、令和7年4月1日現在で2,675人となっており、近年増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

【図表 27 日本の在留外国人数の推移】

わが国の在留外国人数は、令和6年末現在で3,768,977人となっており、近年増加傾向にあります。



資料：出入国在留管理庁(各年末現在)

【図表 28 国籍別日本の在留外国人の構成】

わが国の在留外国人を国籍別にみると、令和6年末現在で最も多いのは中国人となっています。

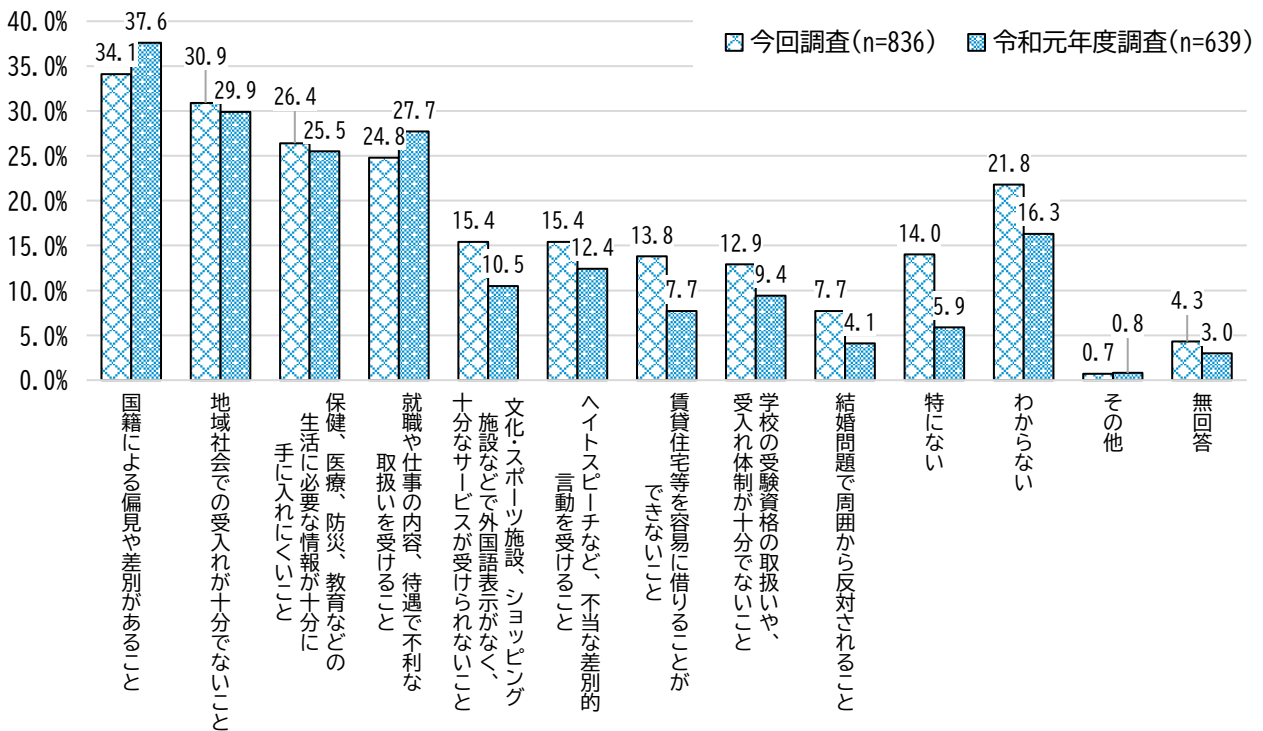
	総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ネパール
人数	3,768,977人	873,286人	634,361人	409,238人	341,518人	233,043人
構成比	100.0%	23.2%	16.8%	10.9%	9.1%	6.2%
	ブラジル	インドネシア	ミャンマー	台湾	米国	その他
人数	211,907人	199,824人	134,574人	70,147人	66,111人	65,398人
構成比	5.6%	5.3%	3.6%	1.9%	1.8%	15.8%

資料：出入国在留管理庁(令和6年末現在)

【図表 29 外国の人権が尊重されていないと思うこと】

外国人の人権問題について、全体では「国籍による偏見や差別があること」が 34.1%と最も高く、次いで「地域社会での受入れが十分でないこと」が 30.9%、「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入りにくいこと」が 26.4%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「地域社会での受入れが十分でないこと」、「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入りにくいこと」、「文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと」、「ヘイトスピーチなど、不当な差別的言動を受けること」、「賃貸住宅等を容易に借りることができないこと」、「学校の受験資格の取扱いや、受入れ体制が十分でないこと」、「結婚問題で周囲から反対されること」が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

※今回調査の「賃貸住宅等を容易に借りることができないこと」の選択肢は、令和元年度調査では「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

国籍や文化の違いにかかわらず互いに人権を尊重し、だれもが快適な生活を送ることができるよう、生活支援及び学校教育での理解促進を図ります。

【図表 30 取組の方向】

取組	内容
生活支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人が安心して充実した生活を送れるよう、多言語化や、やさしい日本語の活用により、外国人向けの市民サービスなどの情報提供の充実を図ります。</li><li>・外国人が地域社会の一員として受け入れられるよう、日本語及び日本文化に関する学習支援の充実などの環境づくりを図ります。</li></ul>
学校教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人に対する正しい理解の浸透を図るため、学校教育での普及活動を充実させるなど、外国人の人権を尊重するまちづくりを進めます。</li></ul>

## 7 感染症患者等

### 《現状と課題》

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対する様々な人権問題が発生しています。

エイズ<sup>20</sup>は、H I V<sup>21</sup>(ヒト免疫不全ウイルス)感染により免疫力が低下し発症しますが、感染経路が限られており、正しい知識を持って予防すれば日常生活では感染せず、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、医療の進歩により、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能になり、治療を受けながら社会生活はもちろんのこと、寿命を全うできるようにもなりました。しかし、H I V感染者やエイズ患者についての正しい知識と理解不足から、偏見や差別が生まれ、社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。

ハンセン病<sup>22</sup>は、らい菌によっておこる細菌感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれであり、仮に発病しても、現代においては治療法が確立しており、早期発見・早期治療により完治する病気です。平成8年に「らい予防法」は廃止されましたが、過去においては遺伝や不治の病であるとして強制隔離政策がとられ、患者や回復者、さらにその家族にまで人権侵害が及んでいます。回復者の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化のため、現在も多くの人々が療養所で生活しています。

市民意識調査結果によると、エイズ患者・H I V (エイズウイルス)感染者の人権が尊重されていないと思うことや、ハンセン病回復者等の人権が尊重されていないと思うことについて、ともに「わからない」が最も多く回答されています。さらに、今回調査と令和元年度調査を比較すると、いずれも「わからない」が増加傾向にあります。

令和元年度に発生し、世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、未知のウイルスに対する恐怖や不安から、感染症に関するデマの流布や、感染者や医療従事者、その家族への偏見や差別、誹謗中傷も見られ、現在においても社会的な問題となっています。

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方で、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興の可能性は消えておらず、新たな感染症が拡大した場合でも、市民生活、地域経済の安定の確保や医療体制を充実するよう対応が求められます。

また、市民意識調査においてもエイズ患者・H I V (エイズウイルス)感染者やハンセン病回復者に関して「わからない」と回答した人が多い状況となっており、この背景としてはそれぞれの病気に対する正しい知識や理解がないことや、そういった知識を得る機会に乏しいことが考えられます。

ハンセン病やH I V感染症、新型コロナウイルス感染症といった感染症に対する正しい知識に普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権や意思を尊重した取組を進めていくことが必要です。

20 エイズ：日本語で「後天性免疫不全症候群」といい、H I V(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することで発症する病気。発症すると、免疫力が徐々に低下し、日和見感染症(健康な状態では感染症を起こさないような弱い病原体や非病原体による感染症)や悪性腫瘍などを引き起こしやすくなる。

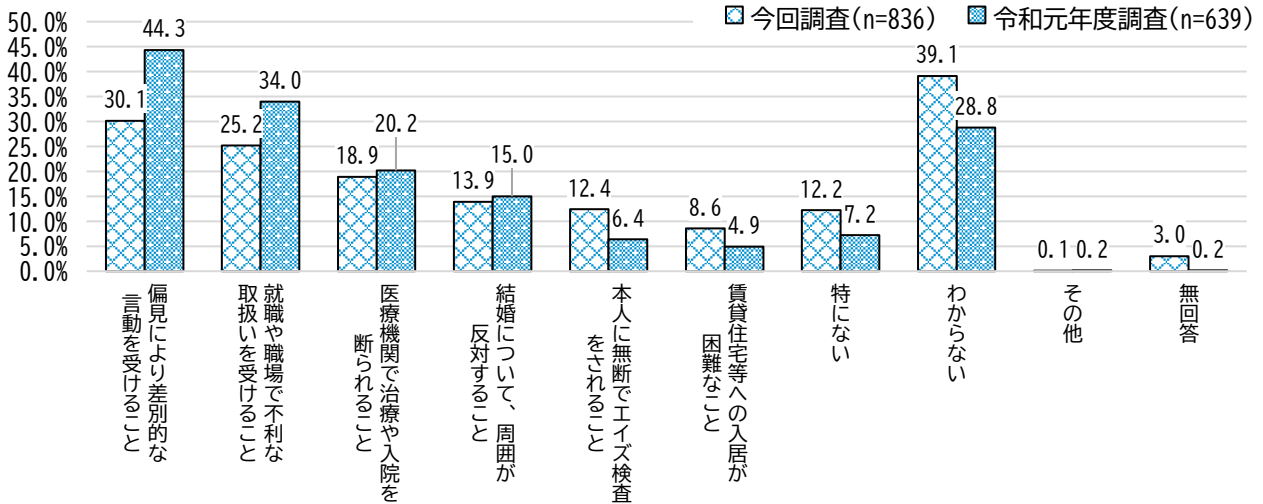
21 H I V：日本語で「ヒト免疫不全ウイルス」といい、エイズの原因となるウイルス。非常に感染力が弱く、感染経路は主に「性的接触による感染」「血液を介しての感染」「母子感染」の3つに限られており、日常生活(握手・入浴・缶などの回し飲みなど)で感染することはない。

22 ハンセン病：「らい菌」という抗酸菌がおこす慢性の感染症。感染し発病すると、手足などの末梢神経の麻痺、汗が出ない、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなるといった症状が出ることもあり、皮膚に様々な病的な変化が起こる。

【図表 31 エイズ患者・HIV（エイズウイルス）感染者の人権が尊重されていないと思うこと】

エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者の人権問題について、全体では「偏見により差別的な言動を受けること」が30.1%と最も高く、次いで「就職や職場で不利な取扱いを受けること」が25.2%、「医療機関で治療や入院を断られること」が18.9%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「本人に無断でエイズ検査をされること」、「賃貸住宅等への入居が困難なこと」、「わからない」が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

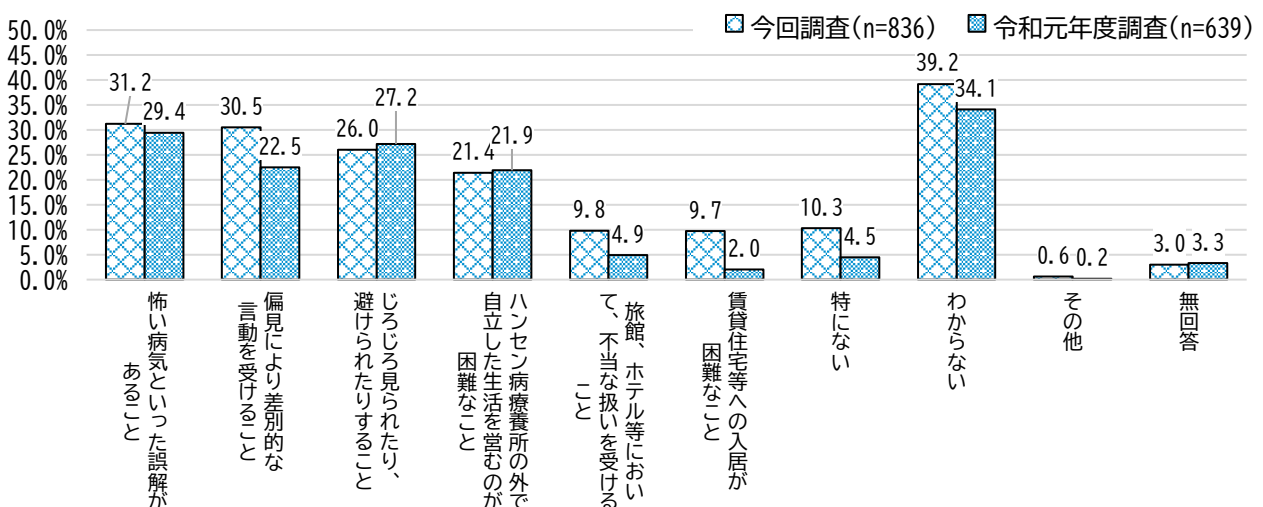
※今回調査の「賃貸住宅等への入居が困難なこと」の選択肢は、令和元年度調査では「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 32 ハンセン病回復者等の人権が尊重されていないと思うこと】

ハンセン病回復者等の人権問題について、全体では「怖い病気といった誤解があること」が31.2%と最も高く、次いで「偏見により差別的な言動を受けること」が30.5%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が26.0%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「怖い病気といった誤解があること」、「偏見により差別的な言動を受けること」、「旅館、ホテル等において、不当な扱いを受けること」、「賃貸住宅等への入居が困難なこと」、「わからない」が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

※今回調査の「賃貸住宅等を容易に借りることができないこと」の選択肢は、令和元年度調査では「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

従来から本市で取り組んできたハンセン病、H I V患者への対策や、世界的に大流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめ、様々な感染症の患者に対する偏見や差別を受けない社会の実現に向け、市民が感染症等に関する正しい知識や理解を得られるよう、普及啓発促進を図ります。

【図表 33 取組の方向】

取組	内容
理解促進	・感染予防や患者等の人権尊重に向けて、感染症について正しく理解するための啓発活動の推進を図ります。

## 8 インターネット

### 《現状と課題》

インターネットは、スマートフォンなどの携帯端末の急激な普及や高速情報通信ネットワークの飛躍的な技術革新に伴い、社会のあらゆる場面に浸透し、私たちの生活を便利で豊かなものとしています。

情報収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しましたが、匿名性が高いがゆえに、安易に個人に対する誹謗中傷や、不確かな情報の書き込み、名誉やプライバシーの侵害等、人権に関わる様々なトラブルが生じています。近年では、SNS<sup>23</sup>のメッセージ機能を用いた、投資を目的とする悪質な詐欺の被害や、いわゆる「闇バイト<sup>24</sup>」の問題など様々な問題が多数発生しており、信憑性のない情報がインターネット上に氾濫しています。

これらの問題の被害者は大人や高齢者だけでなく、子どもが被害者にも加害者にもなり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生しており、安全なインターネットの利用について啓発が必要です。

国においては、平成14年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、平成17年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、平成21年に「青少年ネット規制法」を施行するなど、様々な対策を講じています。しかし、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の問題が後を絶たないことから、令和7年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

市民意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害について、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」、「プライバシーに関する情報を掲載されること」が上位になっています。また、インターネット上の誹謗中傷等を防止するために必要だと思うことについて、「不当・違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」、「プロバイダ等に対し、情報の停止・削除を求める」、「学校などにおいて、インターネットの正しい利用に関する教育を充実させる」が上位になっています。

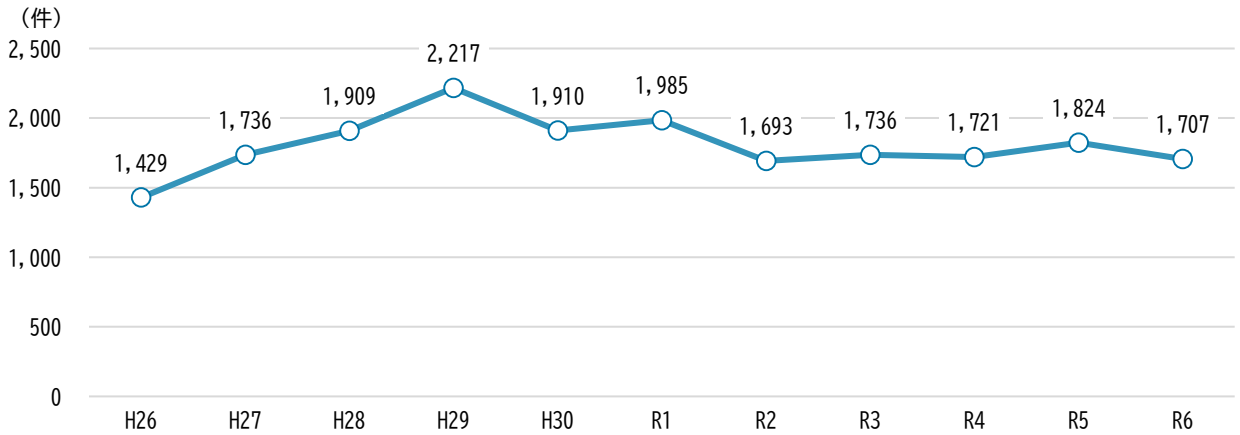
スマートフォン等の通信機器の急速な普及やSNSの利用者の急増など、情報通信技術（ICT）が今後も急激に変化すると予想される中、市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、これらの利便性と問題点を正しく理解し、個人情報の保護の重要性や、情報の収集・発信におけるモラルの理解と認識を啓発する必要があります。

23 SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネット上で人々が交流したり、情報を共有したりするサービス。

24 闇バイト：犯罪行為をすることによって報酬を受け取るアルバイトのこと。SNSやインターネット掲示板などで募集されており、応募すると、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となる恐れがある。

【図表 34 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数（全国）】

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数について、国の調査によると、令和6年の件数は1,707件となっており、近年では横ばいで推移しています。

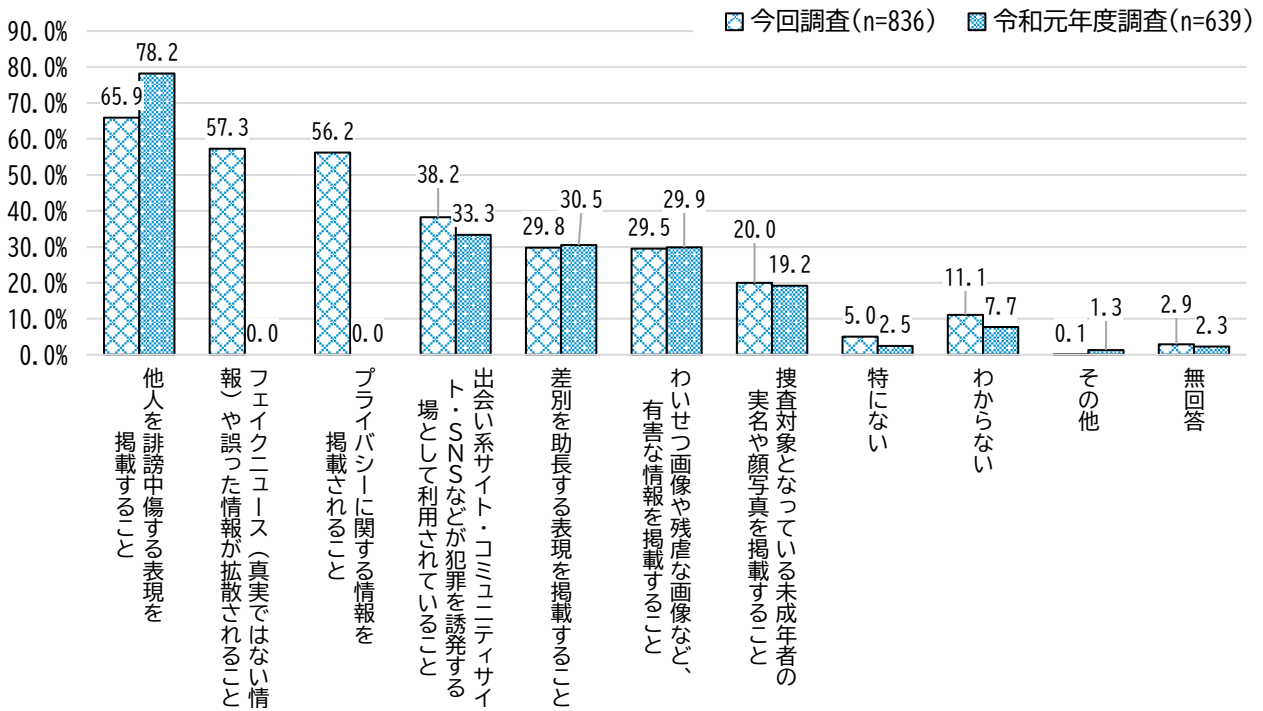


資料：法務省人権擁護局

【図表 35 インターネット上で人権が尊重されていないと思うこと】

インターネットによる人権侵害について、全体では「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が65.9%と最も高く、次いで「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」が57.3%、「プライバシーに関する情報を掲載されること」が56.2%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「出会い系サイト・コミュニティサイト・SNSなどが犯罪を誘発する場として利用されていること」、「捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること」が増加傾向にあります。



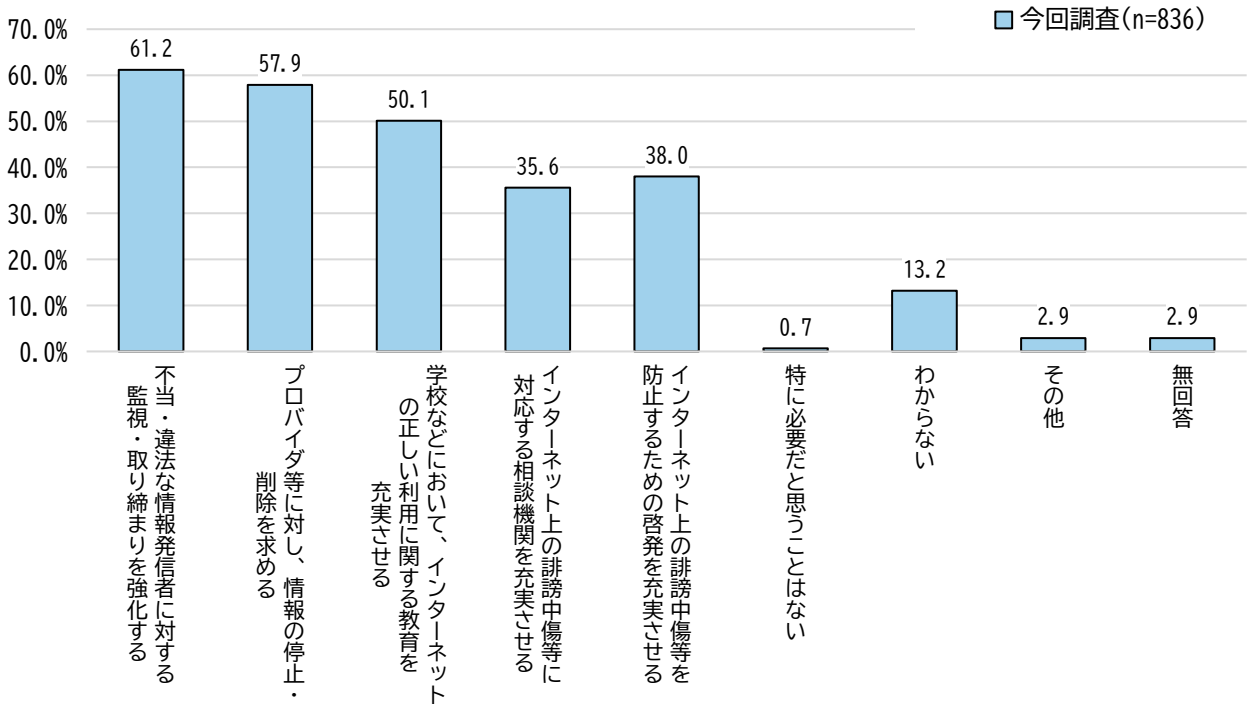
※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている。

※令和元年度調査に「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」「プライバシーに関する情報を掲載されること」の選択肢なし

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 36 インターネット上の誹謗中傷等を防止するために必要なこと】

インターネット上の誹謗中傷等を防止するために必要だと思うことについて、全体では「不当・違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」が61.2%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し、情報の停止・削除を求める」が57.9%、「学校などにおいて、インターネットの正しい利用に関する教育を充実させる」が50.1%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向性》

市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、個人情報の保護や情報収集・発信におけるモラルなどについて正しい理解と認識ができるよう、教育・普及啓発の促進を図ります。

【図表 37 取組の方向】

取組	内容
学校教育	・ 幼少の頃からスマートフォンやインターネットが気軽に利用できる環境にある子ども達について、子どもの間で生じているこれらの利用に起因する様々な問題を予防・解決するため、正しい利用を促す教育を実施します。
啓発促進	・ 個人のプライバシーや名誉に関する市民一人ひとりの意識向上に向けて、個人情報保護や情報モラルなどの啓発の推進を図ります。 ・ インターネット上で人権侵害があった場合、適切かつ迅速な対応を図るため、救済制度や支援機関などの情報提供を図ります。

## 9 性の多様性

### 《現状と課題》

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。

人間の性は、生物学的・解剖学的な特徴に限らず、性的指向や性自認など、実に様々な要素によって構成されています。

性的少数者とは、性のありようが社会の多数者(マジョリティ)とは異なる人々のことを指す言葉です。近年、日本でもよく使用されている「LGBT」は、当事者運動から生まれた言葉で、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字を組み合わせた略語です。より最近では、LGBTのいずれにも当てはまらない(あるいは、あえて当てはめない)という意味のクィア(Queer)やクエスチョニング(Questioning)、さらには「+」を加えた「LGBTQ+」などの表現も用いられています。また、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender identity)の頭文字を組み合わせて「SOGI(ソジ)」という略語を用いることもあります。

人間の性の構成要素はグラデーションであり、一人ひとりの性のありようを尊重することが必要です。

しかし、こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生みだし、性的少数者が職場や学校など、社会で不適切な扱いを受け、不利益や差別を受けている状況にあります。

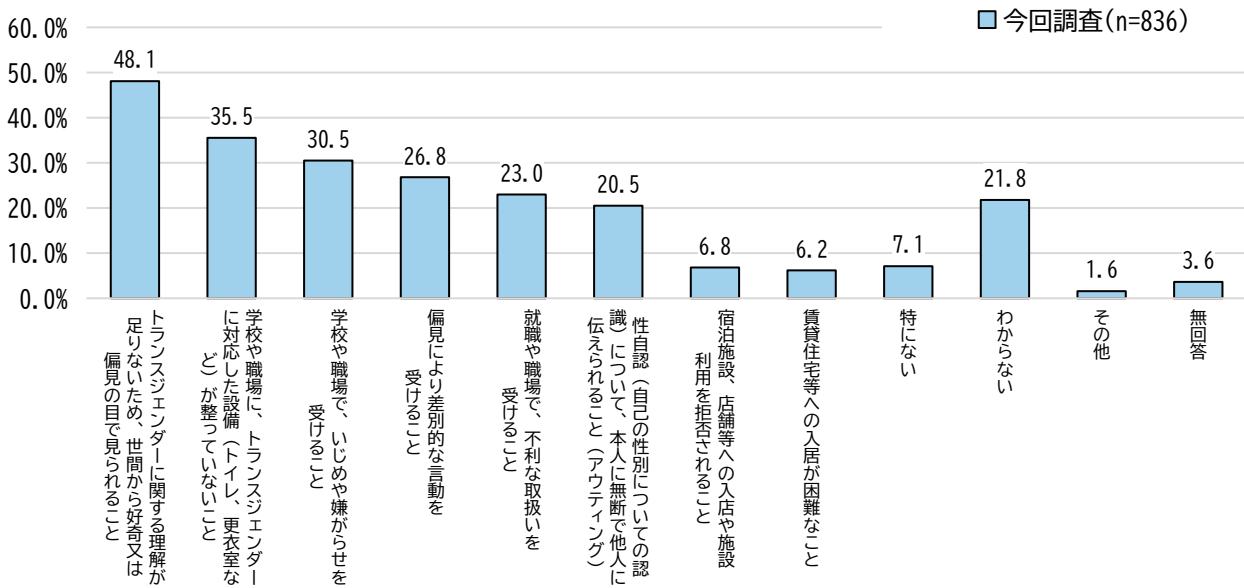
こうした状況を踏まえ、国においては令和5年6月に「LGBT理解増進法」が成立・施行され、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念が示されました。

市民意識調査結果によると、性的少数者(トランスジェンダー)の人権問題、性的指向の人権問題は、ともに「理解が足りないため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が最も高くなっています。また、性的指向及び性自認の多様性に対する理解を深めるために必要だと思うことについて、「学校等において、性的指向及び性自認の高様性に関する教育を充実させる」、「性的指向及び性自認の高様性に対する理解を増進するための啓発を充実させる」、「パートナーシップ宣誓制度(地方自治体が同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、自治体独自の証明書を発行する制度)等、同性カップルを公認する制度をつくる」が上位になっています。

性的指向や性自認に関する知識の習得や理解の促進のに向けた広報・啓発活動や制度の整備等を推進していくとともに、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりの推進が必要です。

【図表 38 性的少数者（トランスジェンダー）の人権問題】

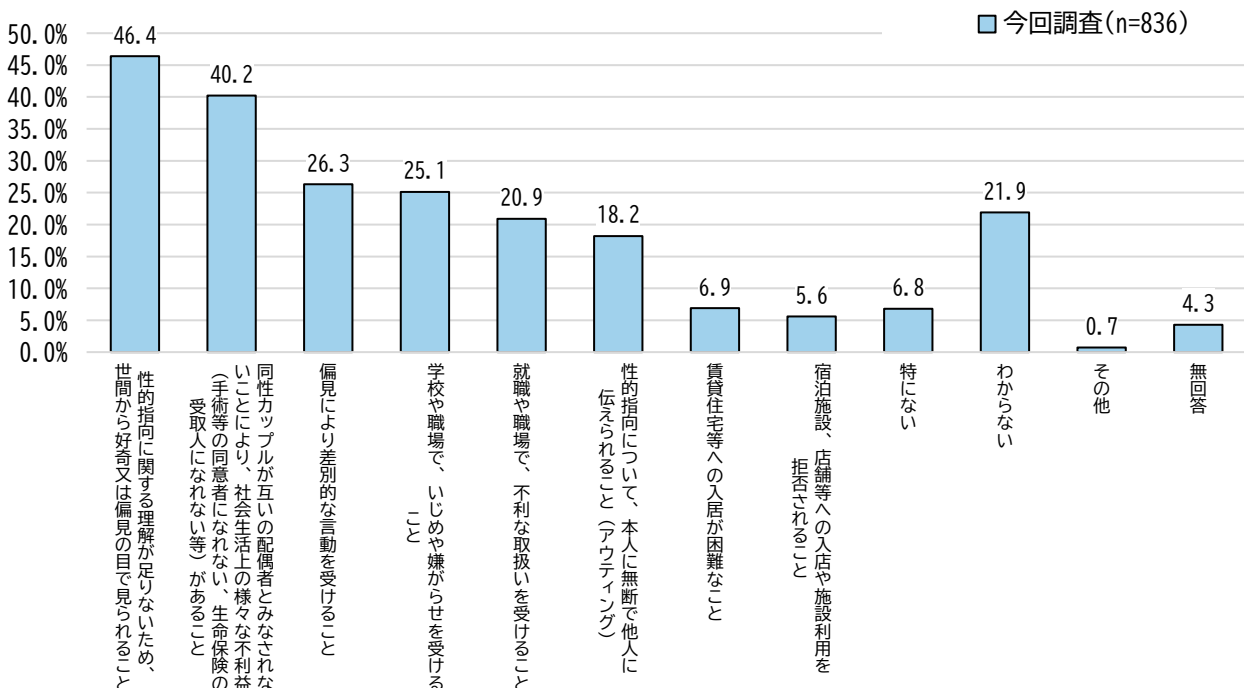
性的少数者（トランスジェンダー）の人権問題について、全体では「トランスジェンダーに関する理解が足りないため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」が48.1%と最も高く、次いで「学校や職場に、トランスジェンダーに対応した設備（トイレ、更衣室など）が整っていないこと」が35.5%、「学校や職場で、いじめや嫌がらせを受けること」が30.5%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 39 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛等）に関する人権問題】

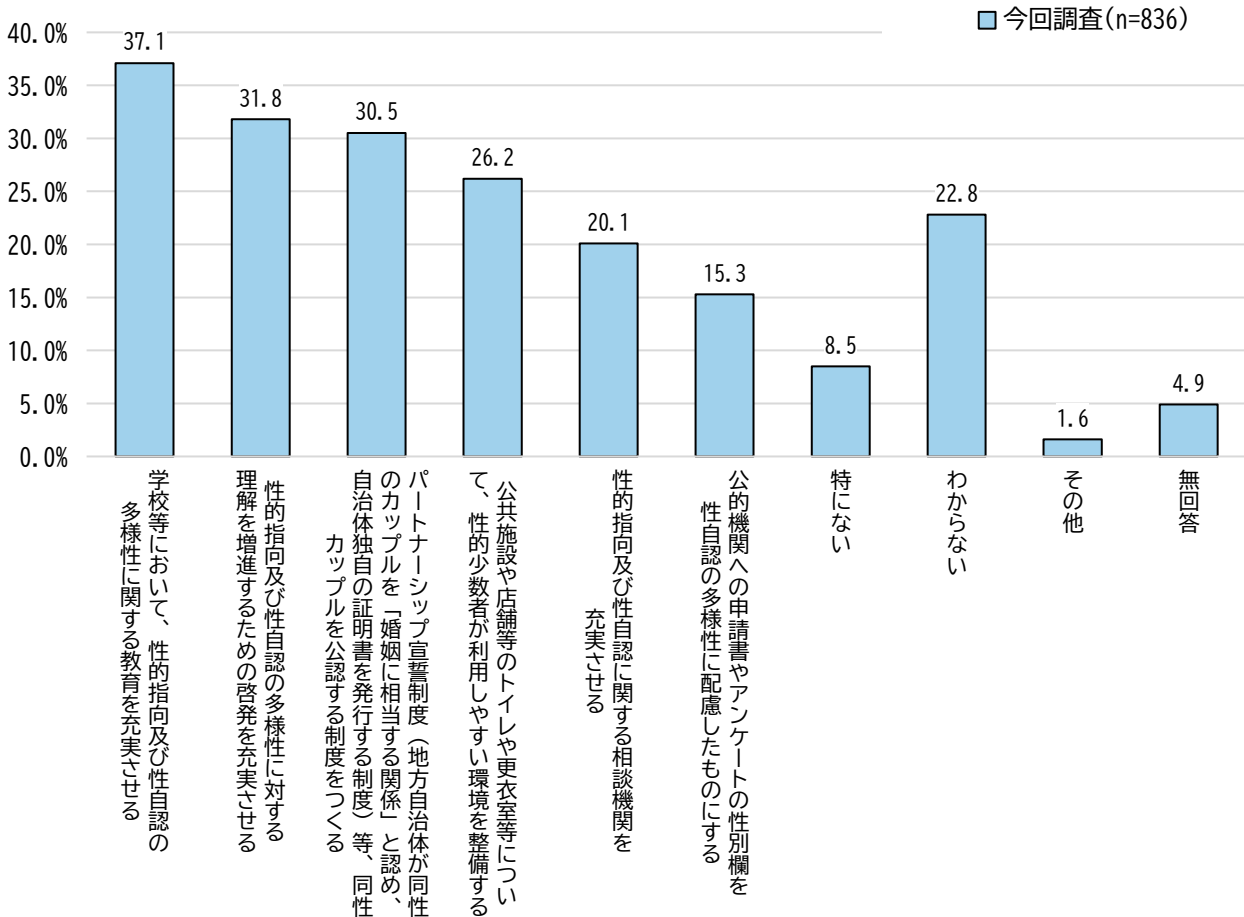
性的指向（異性愛、同性愛、両性愛等）に関する人権問題について、全体では「性的指向に関する理解が足りないため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」が46.4%と最も高く、次いで「同性カップルが互いの配偶者とみなされないことにより、社会生活上の様々な不利益（手術等の同意者になれない、生命保険の受取人になれない等）があること」が40.2%、「偏見により差別的な言動を受けること」が26.3%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 40 性的指向及び性自認の多様性に対する理解を深めるために必要なこと】

性的指向及び性自認の多様性に対する理解を深めるために必要だと思うことについて、全体では「学校等において、性的指向及び性自認の高様性に関する教育を充実させる」が 37.1%と最も高く、次いで「性的指向及び性自認の高様性に対する理解を増進するための啓発を充実させる」が 31.8%、「パートナーシップ宣誓制度（地方自治体が同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、自治体独自の証明書を発行する制度）等、同性カップルを公認する制度をつくる」が 30.5%となっています。



資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向性》

性的少数者の精神的な負担や生きづらさの軽減を図り、社会全体において性の多様性が尊重される社会を構築することが重要であることから、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進します。

【図表 41 取組の方向】

取組	内容
理解促進	・性的少数者（LGBT等）に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図ります。

## 10 さまざまな人権

### 《現状と課題》

市民意識調査結果によると、結婚や企業の採用選考にあたって家柄や家族の状況、身元調査等をする事について、今回調査と令和元年度調査を比較すると、いずれも「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が増加傾向にあります。

身元調査はプライバシーを侵害し、差別につながる可能性がある人権侵害ですが、全国的に戸籍等の不正取得といった事件が依然として発生しています。身元調査をなくすためには、「身元調査は差別行為・人権侵害であること」を、住民一人ひとりが認識し、偏見や差別意識をもたないよう心掛けていくことが必要であることから、人権教育や人権啓発の推進を図ることが必要です。

また、これまでに挙げた分野別課題以外にも、職場における人権、アイヌの人々の人権、北朝鮮による拉致問題、犯罪被害者等とその家族の人権、人身取引の被害者の人権、刑を終えて出所した人の人権、ホームレスの人権、災害等に起因する人権問題など、様々な人権問題が存在しています。

市民意識調査結果によると、今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかについて、今回調査と令和元年度調査を比較すると、「そう思う」が減少し、「そう思わない」が増加しています。また、人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組について、「学校などにおいて人権教育を充実させる」や「人権意識を高めるための啓発を充実させる」といった、知識の習得を含む教育の重要性や、人権意識の向上の必要性に関する回答の割合が高くなっています。

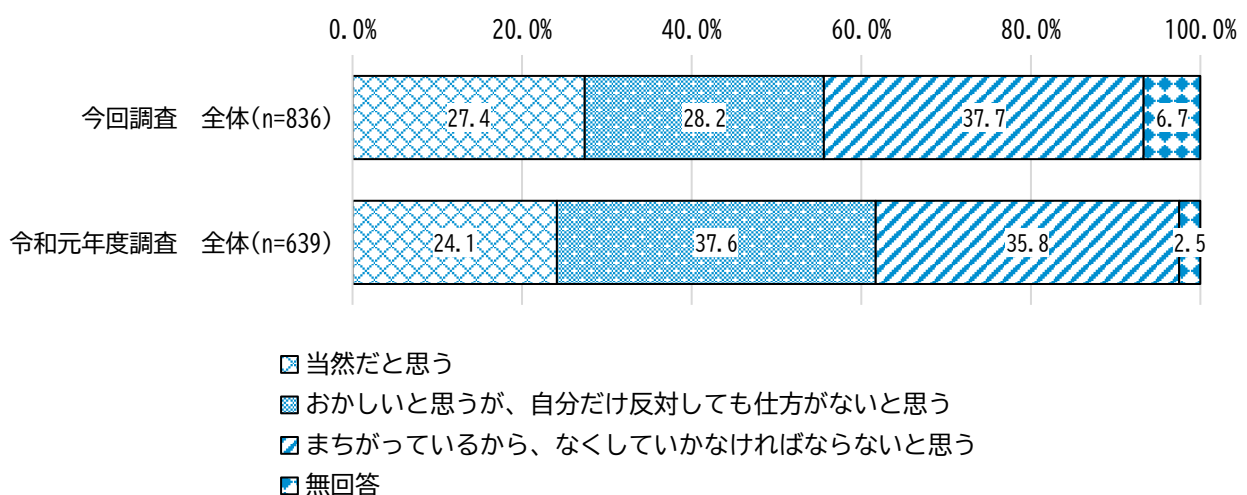
様々な人権問題に対し、それぞれの歴史や社会的背景などを正しく理解するとともに、市民一人ひとりが差別の問題を自分の問題として捉え、向き合えるよう啓発していく必要があります。

また、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの問題に応じた取組が必要です。

#### 【図表 42 結婚相手を決めるとき、家柄を問題にすること】

結婚相手を決めるとき、家柄を問題にすることについて、全体では、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が37.7%と最も高く、次いで「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が28.2%、「当然だと思う」が27.4%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「当然だと思う」と「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」がともに増加傾向にあります。

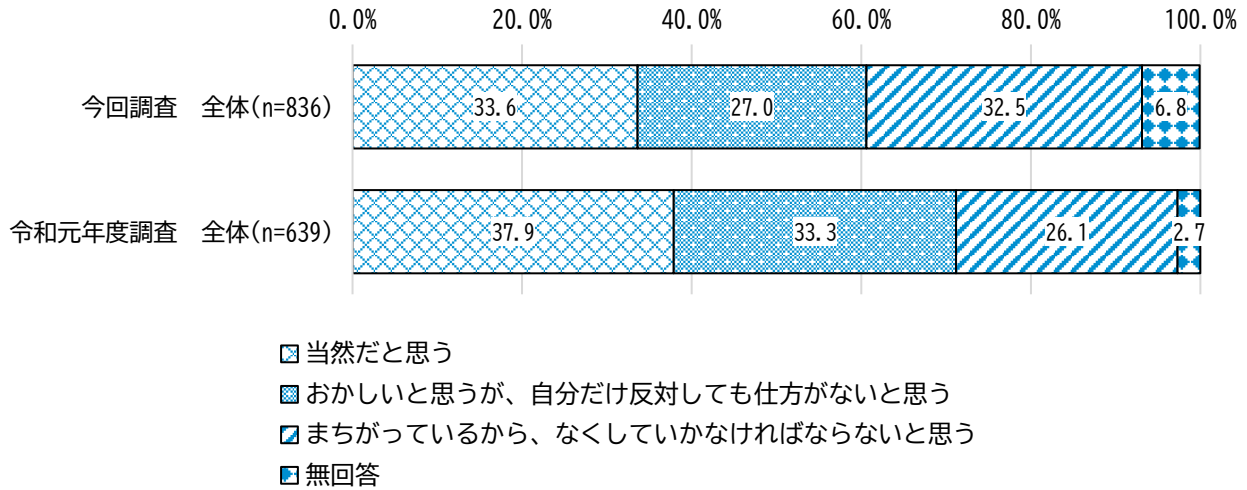


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 43 結婚にあたり、家柄や家族状況を調べること】

結婚にあたり、家柄や家族状況を調べることについて、全体では、「当然だと思う」が33.6%と最も高く、次いで「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が32.5%、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が27.0%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が増加傾向にあります。

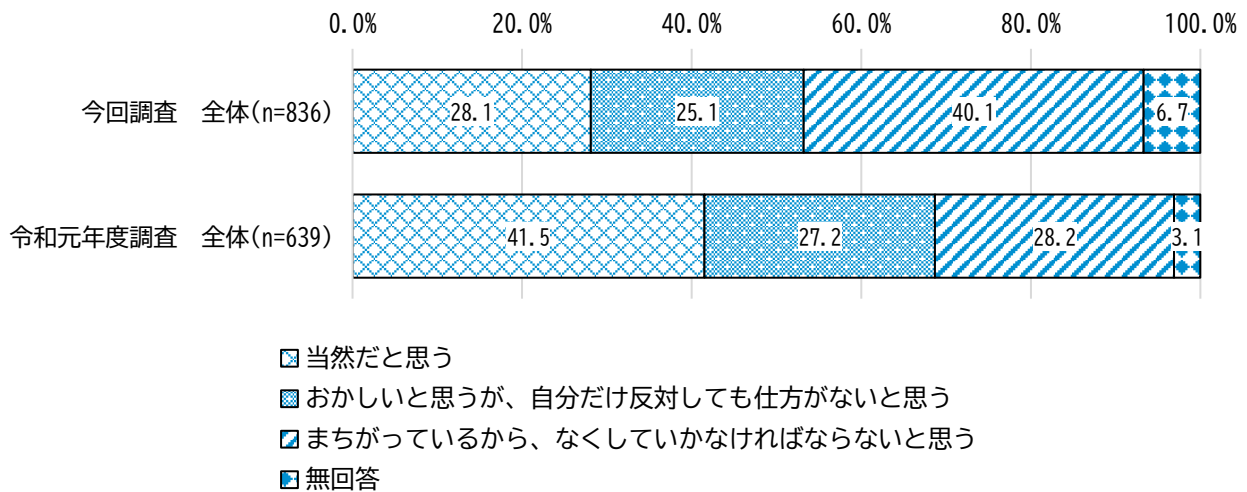


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 44 企業が採用選考のとき本籍地や家庭環境等を身元調査すること】

企業が採用選考のとき本籍地や家庭環境等を身元調査することについて、全体では、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が40.1%と最も高く、次いで「当然だと思う」が28.1%、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が25.1%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が増加傾向にあります。

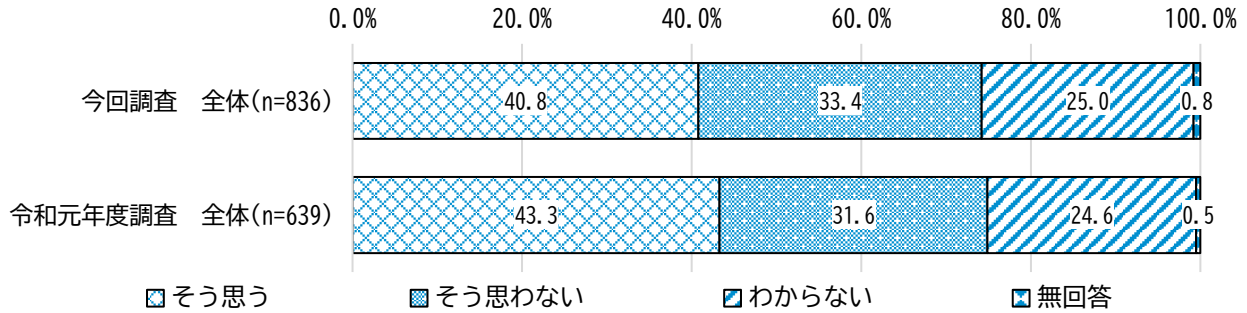


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 45 今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うか。】

今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかについて、全体では、「そう思う」が40.8%、「そう思わない」が33.4%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「そう思う」が減少しています。

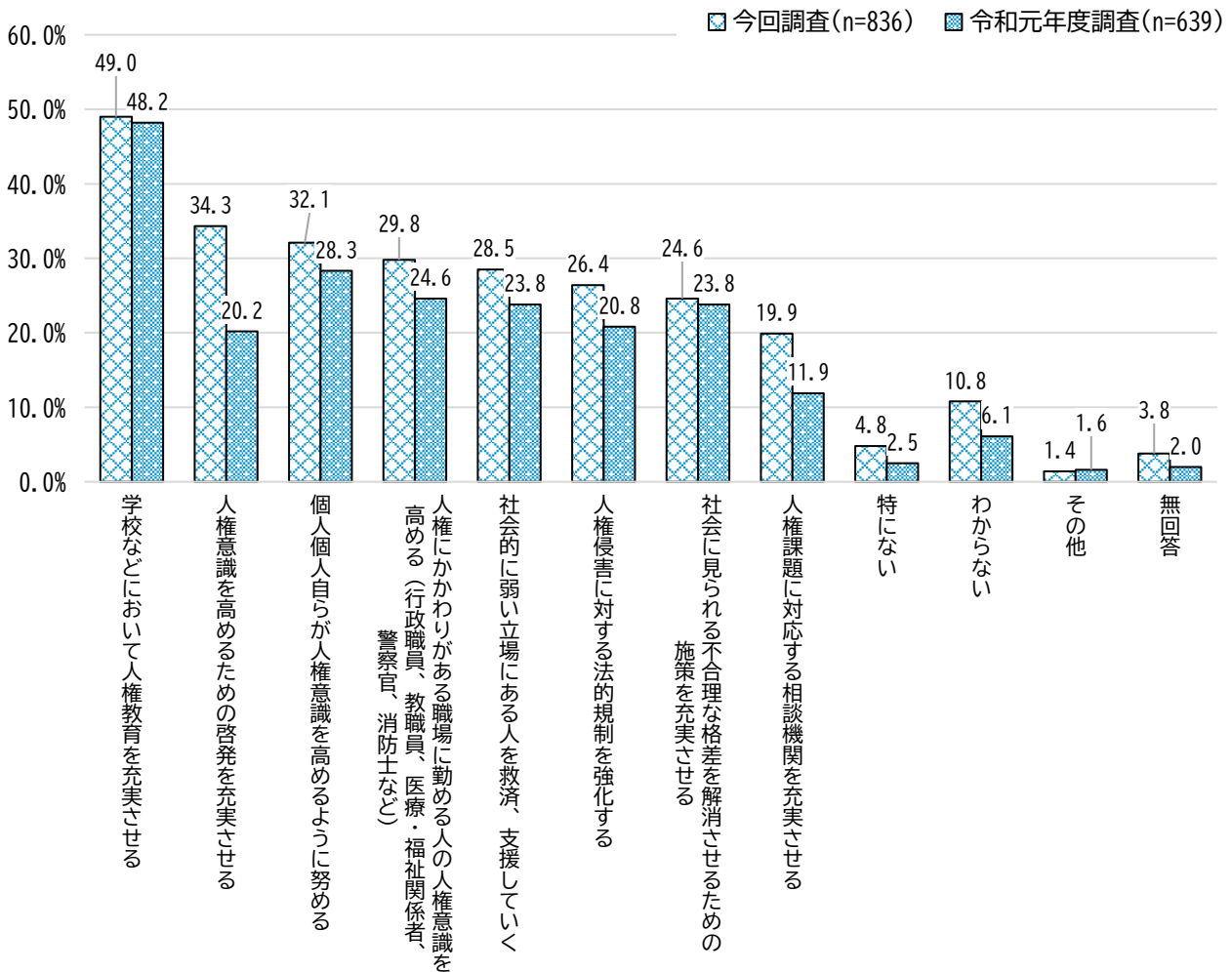


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 46 人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組】

人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組について、全体では「学校などにおいて人権教育を充実させる」が49.0%と最も高く、次いで「人権意識を高めるための啓発を充実させる」が34.3%、「個人個人自らが人権意識を高めるように努める」が32.1%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「その他」を除く全ての項目が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の方向性》

身元調査を始めさまざまな人権問題に対して、市民一人ひとりが自分の問題として捉え向き合えるように啓発するとともに、今後新たに生じる人権問題の発生に対応できるような体制作りを図ります。

【図表 47 取組の方向】

取組	内容
さまざまな人権問題に対する理解促進	・さまざまな人権問題について、それぞれの特性や状況を理解し正しく判断できるよう、教育・啓発活動を幅広い視点で推進します。
社会情勢の変化に伴う人権問題への対応	・社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生に迅速に対応できるよう、関係機関と連携してその把握に努めるとともに、情報提供を充実します。

## 第5章 基本施策の推進

### 1 人権教育・啓発の推進

本市では、家庭における人権に関する多様な学習機会の充実と指導者の養成に努めるとともに、こどもの人格形成に多大な影響を与え人権教育の中心的役割を担う学校、幼稚園・保育所等において、一人ひとりの特性に配慮し主体的な活動ができるような教育環境や指導方法の工夫に努めてきました。

市民意識調査の結果をみると、人権についての考えでは、約9割の回答者が『重要である』と回答していますが、10年前と比べた日本社会における人権侵害や差別について、「あまり変わらない」が最も多く回答されており、人権が重要であると考えられつつも、人権侵害や差別の状況に大きな変化がないと捉えられていることがうかがえます。

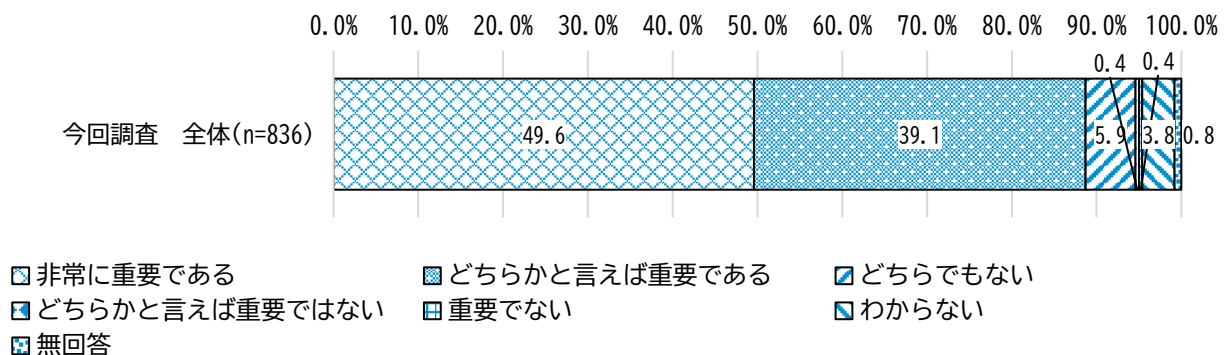
自分の人権が侵害されたと思った時について、今回調査と令和元年度調査を比較すると、特に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病等を理由に差別された」の割合が大きく上昇しています。また、人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組について、「学校などにおいて人権教育を充実させる」が49.0%と最も高くなっています。

こうした状況を踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の向上や個人の尊厳の確保に向けて、こどもの頃から人権を尊重することができる判断力・実践力を養うため、学校、幼稚園・保育所等、こどもたちの成長過程に応じた人権教育の推進や、大人に対しても人権について学習する機会の確保を図ります。また、地域で活動する各団体等が連携して家庭教育・啓発を支援するとともに、企業や団体における人権教育・啓発を推進します。

人権教育・啓発の実施にあたっては、市のホームページや公式SNS等、新たなプラットフォームも含め、様々な手段を活用して推進します。

#### 【図表 48 人権についての考え】

人権についての考えは、全体では、『重要である（「非常に重要である」＋「どちらかといえば重要である」）』が88.7%となっています。

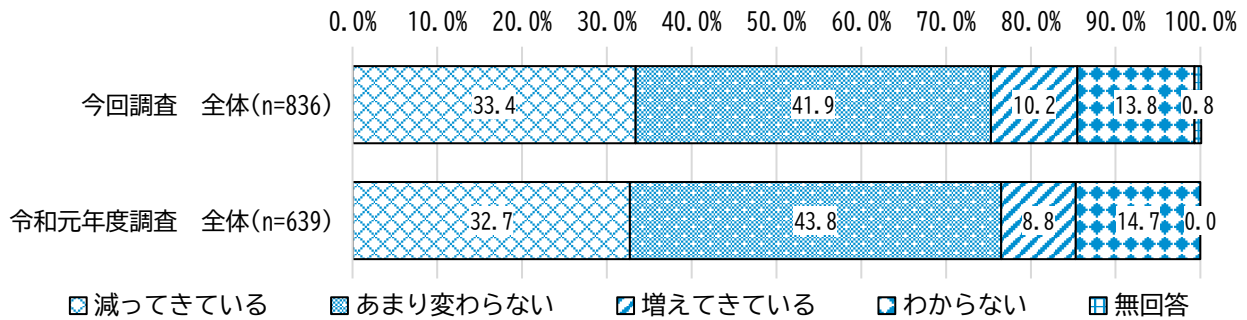


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 49 10年前と比べた日本社会における人権侵害や差別について】

10年前と比べた日本社会における人権侵害や差別について、全体では、「あまり変わらない」が41.9%で最も高く、次いで「減ってきている」が33.4%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「減ってきている」と「増えてきている」がともに増加傾向にあります。

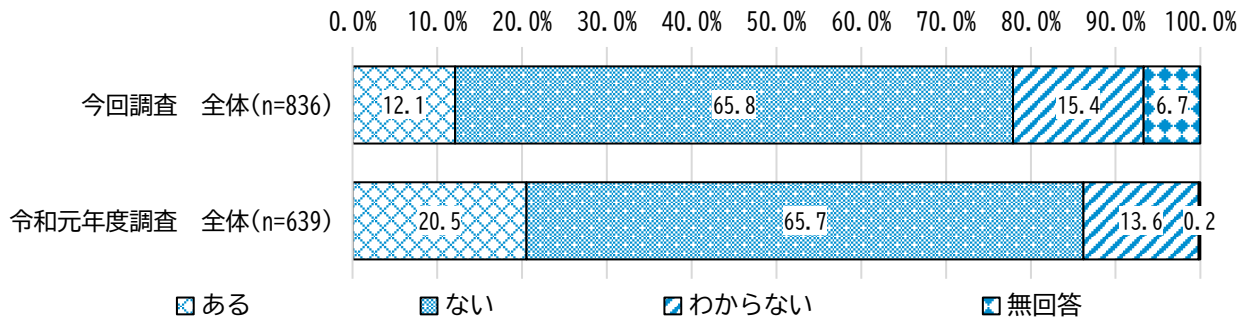


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 50 この10年ほどの間に、自分の人権が侵害されたと思ったことの有無】

この10年ほどの間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかについて、全体では、「ある」が12.1%、「ない」が65.8%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「ある」が減少傾向にあります。

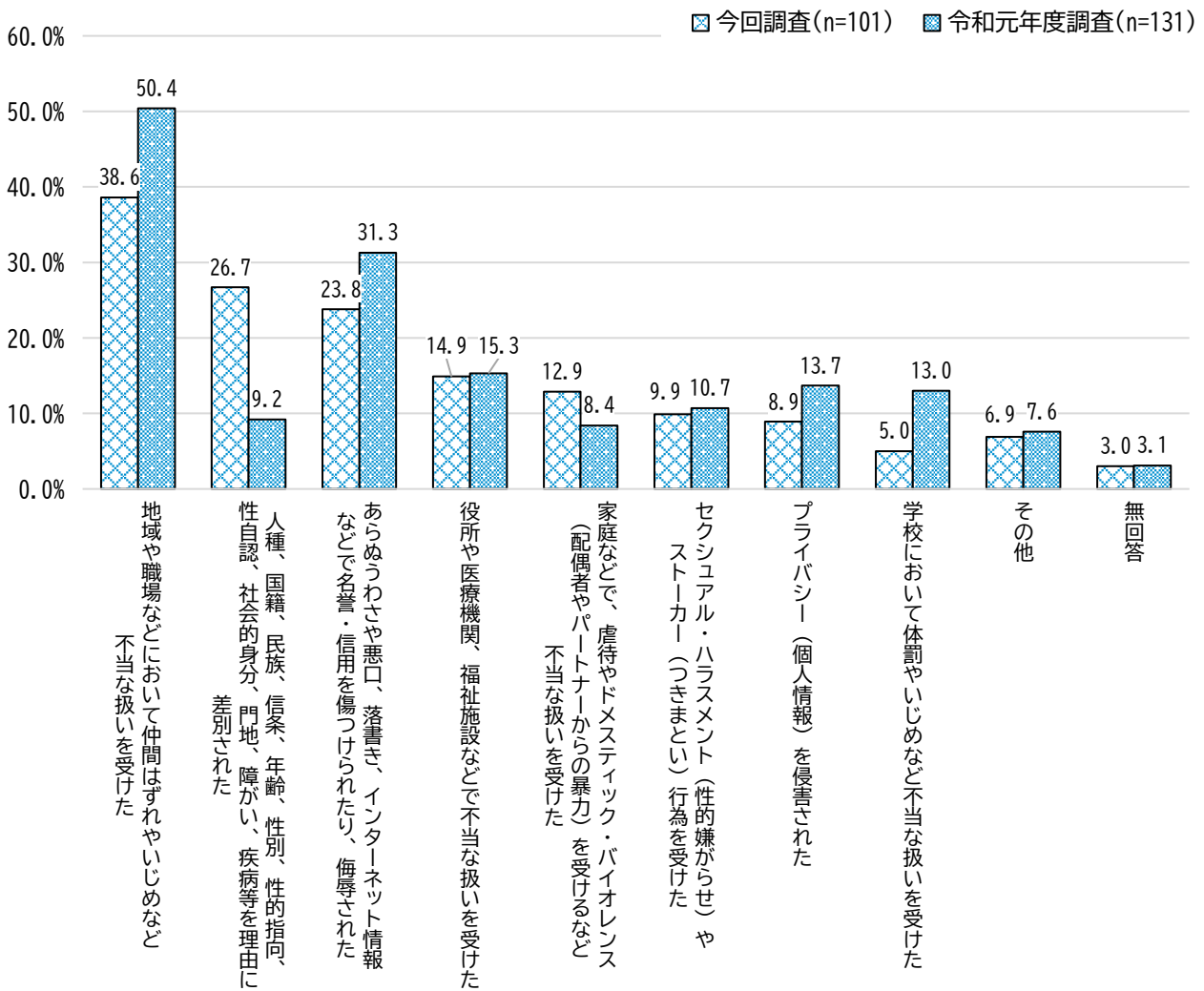


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 51 自分の人権が侵害されたと思った時】

自分の人権が侵害されたと思った時について、全体では「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が38.6%と最も高く、次いで「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病等を理由に差別された」が26.7%、「あらぬうわさや悪口、落書き、インターネット情報などで名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された」が23.8%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病等を理由に差別された」、「家庭などで、虐待やドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）を受けるなど不当な扱いを受けた」が増加傾向にあります。

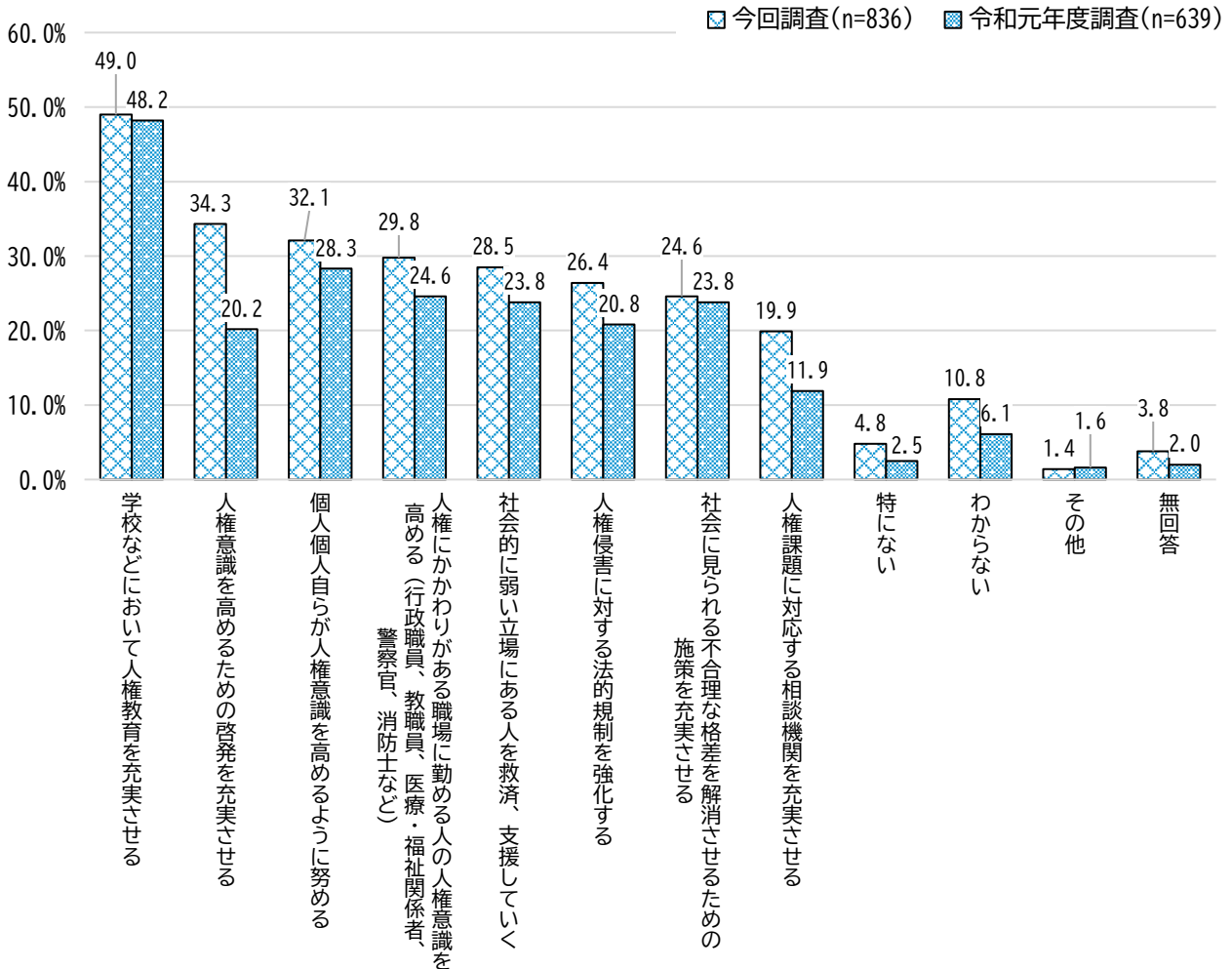


資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 52 人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組】（再掲）

人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組について、全体では「学校などにおいて人権教育を充実させる」が49.0%と最も高く、次いで「人権意識を高めるための啓発を充実させる」が34.3%、「個人個人自らが人権意識を高めるように努める」が32.1%となっています。

今回調査と令和元年度調査を比較すると、「その他」を除く全ての項目が増加傾向にあります。



※令和元年度調査は「〇は3つまで」の設問となっている

資料：令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

## 《施策の内容》

### (1) 学校での教育

こどもの自己肯定、自己実現、他人への思いやりなど豊かな人間性を育成するため、学校、幼稚園・保育所等においてあらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育を推進します。

また、いじめや不登校など様々な課題が存在する中、人権に配慮した教育指導・学校運営に努め、児童生徒に対する相談体制を整備するなど安心して楽しく学ぶための環境確保に努めます。

【図表 53 「学校での教育」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>学校における人権教育の充実、就学前における人権教育の推進</b>	
人権に関する学習機会への支援	人権推進課
人権文集や作文づくりなど人権を自分で考えるための機会の充実	学校教育課
外国語教育・国際理解教育の充実	学校教育課
職場体験学習、福祉実践教室など、具体的な事例を活用した学習機会の充実	学校教育課
学校給食での外国の料理・文化の紹介	学校教育課
インターネットによるいじめ問題等を踏まえた学校における情報モラル教育の推進	学校教育課

### (2) 社会での教育

全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親の学習機会を提供するとともに、家庭教育の重要性を伝えるための啓発活動を推進します。

また、企業等事業所における公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、関係機関や団体と連携・協力しながら、企業・団体向けに人権意識の高揚を図るための教育・啓発を充実します。

【図表 54 「社会での教育」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>家庭における人権教育の推進、企業等事業所が実施する研修などへの支援</b>	
人権に関する学習機会の提供	人権推進課、社会教育課
親子遊び講座など、子育てに関する学習支援	健康推進課、幼児保育課

### (3) 市民への啓発

身近な学習機会の充実など地域における自主的な人権教育・啓発活動を支援するとともに、市民交流などにより地域住民の相互理解や相互扶助の浸透を進めます。

【図表 55 「市民への啓発」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>市民や団体の自主的な学習活動を支援、市民の交流や相互理解・扶助の浸透</b>	
ホームページ、広報紙、啓発資料（貸出教材）などによる情報提供	人権推進課
基本的人権の尊重について理解促進の啓発	人権推進課
個人情報保護などプライバシーについての意識啓発	人権推進課

### (4) 企業・団体への啓発

津島商工会議所等と連携し、企業・団体等へハラスメントやワーク・ライフ・バランス<sup>25</sup>といった、職場における人権についての理解促進や情報提供を進めるとともに、その自主的な啓発活動を支援し、充実を図ります。

【図表 56 「企業・団体への啓発」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>企業・団体等における人権意識の啓発の推進</b>	
ホームページ、広報紙、パンフレット等による啓発	人権推進課、 観光・プロモーション課
「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」など労働関係法の周知	人権推進課、 観光・プロモーション課
パワー・ハラスメント <sup>26</sup> 、セクシュアル・ハラスメント <sup>27</sup> の周知など職場環境改善の啓発	人権推進課、 観光・プロモーション課
ハローワーク、商工会議所などと連携し、様々な機会を通じての啓発	人権推進課、 観光・プロモーション課
企業などへの女性登用の啓発	人権推進課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供及び多様な就労形態の周知	幼児保育課、 観光・プロモーション課

25 ワーク・ライフ・バランス：労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることを指す。

26 パワー・ハラスメント：職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

27 セクシュアル・ハラスメント：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

## 2 相談・支援体制の充実

本市では、人権尊重のまちづくりを目指し、あらゆる偏見や差別の解消に向けて関係機関などと連携して取り組み、本市の相談窓口の周知などに努めてきました。しかし、全国におけるDVの相談件数や児童虐待の相談件数はいずれも年々増加を続け、本市においてもDVや児童虐待の相談が毎年相次ぐ状態にあり、相談・支援体制の必要性が高まっています。

また、本市においても、近年、大規模地震の発生や局地的大雨による洪水・土砂災害等の多様な災害による被害が発生しており、南海トラフ地震等の大規模災害発生のリスクが高まるなど、いつ大災害が発生してもおかしくない状況にあります。このような中、避難所における人権への配慮や、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて避難所内での社会的距離の確保など、災害発生時における新たな問題が生じています。

多種多様な人権侵害に対し、適切かつ迅速な対応を図るため、相談・支援体制のさらなる周知や充実を図るとともに、相談窓口や救済制度の周知を進めます。さらに、人権に配慮した防災体制を整備し、避難所などでの被災後の人権対策を進めます。

### 《施策の内容》

#### (1) 各種の相談に応えられる体制

多種多様な人権に対し、市民が身近で相談しやすい相談・支援窓口の充実を図ります。

【図表 57 「各種の相談に応えられる体制」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>人権に関する相談・支援窓口の充実、救済制度や支援機関などの情報提供</b>	
シェルター（保護施設）などの情報提供	人権推進課、福祉課、子育て支援課、高齢介護課
個人情報保護のための意識啓発	人権推進課、総務デジタル課
南文化センターにおけるふれあいイベントや芸能交流会など交流行事の実施	人権推進課
南文化センターを啓発・交流事業や学習活動の場としての利用促進	人権推進課
南文化センターにおける生活相談など各種相談事業の充実	人権推進課
南文化センターにおける情報発信の充実	人権推進課
南文化センターにおける地域福祉事業の実施	人権推進課
南文化センターにおける調査・研究事業の実施	人権推進課
救済制度や支援機関などの情報提供	人権推進課
身近で相談しやすい人権に関する相談・支援窓口の整備	人権推進課、福祉課
窓口の外国語標記、ちらしの設置促進	人権推進課
企業等事業所が実施する研修などへの支援	人権推進課
すべての審議会などの委員に女性を登用	人権推進課

主な内容	担当課
各種審議会などの女性登用率向上	人権推進課
インターネット上の差別的な発言についての削除要請等の適切な対応	人権推進課
ボランティアの育成・支援	福祉課、子育て支援課
子育て・介護・福祉などに関する相談体制の整備、周知	福祉課、子育て支援課、 高齢介護課
公共施設などのバリアフリー化の促進	福祉課、都市計画課
ボランティアセンターに関する情報提供	福祉課
地域コミュニティ、地域福祉活動の促進	福祉課
障がい者サークルの紹介	福祉課
福祉サービスに関する情報提供や利用の支援	福祉課
子育てサークルの育成・活動支援	幼児保育課、健康推進課
相談機関のネットワーク強化	子育て支援課、学校教育課
子育てに関する情報提供	幼児保育課、健康推進課
子育て支援センターの充実	幼児保育課
保育所等地域活動の推進	幼児保育課
障がい児教育・保育の充実	幼児保育課
障がい児等療育支援事業の実施	幼児保育課
家庭児童相談など地域における相談体制の整備・充実	子育て支援課
生きがいづくりへの情報提供	高齢介護課
シルバー人材センターの拡充	高齢介護課
介護予防・生活支援サービスの充実	高齢介護課
家族介護支援サービスの充実	高齢介護課
介護や声かけ運動などボランティア活動への参加促進とボランティアの育成	高齢介護課
介護施設関係職員などへの人権啓発	高齢介護課
カウンセリングの紹介など立ち直るための支援	健康推進課
子育てに悩む保護者への家庭訪問等の充実	健康推進課
経営相談・融資制度の周知	観光・プロモーション課
障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達	福祉課、財政課
姉妹都市との交流など国際交流の推進	観光・プロモーション課
広報紙など刊行物の表現内容の徹底	秘書広報課
家庭・地域社会への情報提供の充実	学校教育課、社会教育課
奨学金制度による修学支援の周知	学校教育課

主な内容	担当課
いじめ問題などについて家庭・地域と共に考え話し合う機会の充実	学校教育課
スクールカウンセラーや心の教室相談員の設置など相談体制の整備	学校教育課
生涯スポーツ活動の推進	社会教育課

(2) 相談・支援にかかわる関係機関等による連携

人権侵害に対して適切に対応するため、関係機関との連携を図ります。

【図表 58 「相談・支援にかかわる関係機関等による連携」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>人権救済機関、地域、関係機関などとの連携・協力の強化</b>	
国や県、他市区町村、学校、企業、関係団体、地域など啓発実施主体との連携・協力を強化	人権推進課
警察との連携強化	市民協働課
障がいのある人の職業訓練・就業斡旋のため、障がい者施設やハローワークとの連携	福祉課
医療、保健、療育、教育、福祉の連携強化	福祉課

(3) 人権に配慮した防災体制の整備

被災後における人権に配慮した避難所の整備・運営などを推進します。

【図表 59 「人権に配慮した防災体制の整備」に関する事業・取組】

主な内容	担当課
<b>人権に配慮した避難所運営方針の作成、避難所などでの適切な人権的配慮の推進</b>	
人権に配慮した避難所運営方針の推進	危機管理課
自主防災組織への女性参加の促進	危機管理課

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 庁内組織体制

本プランに基づき、人権施策を総合的・効果的に推進するため「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織するとともに、学識者及び関係団体が参画し人権施策を審議する「津島市人権施策推進審議会」により全庁的に取り組みます。計画の推進にあたっては、関係部局相互の連絡調整を図り、総合的、効果的な施策の推進に取り組みます。

#### (2) 人権擁護委員の活動支援

地域における人権教育・啓発の促進に向けて、人権擁護委員に対する活動の支援及び研修を行います。

### 2 職員研修

地域の模範となるべき本市の職場においては、人権が尊重される職場づくりに率先して取り組んでいく必要があり、本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を醸成できるよう、職員向けの研修や学習機会を一層充実します。

## 人権をめぐる主な動き

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 20 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印</li> <li>・「国際連合」設立</li> </ul>		
昭和 21 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連人権委員会」設置</li> </ul>		
昭和 22 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本国憲法」施行</li> <li>・「教育基本法」施行</li> <li>・「労働基準法」施行</li> </ul>	
昭和 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界人権宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」施行</li> <li>・「民法」改正</li> <li>・「優生保護法」施行</li> </ul>	
昭和 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護委員法」施行</li> </ul>	
昭和 25 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活保護法」施行</li> </ul>	
昭和 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難民の地位に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童憲章」制定</li> <li>・「出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)」施行</li> </ul>	
昭和 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の参政権に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「らい予防法」施行</li> </ul>	
昭和 30 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の参政権に関する条約」批准</li> </ul>	
昭和 31 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際連合」加盟</li> </ul>	
昭和 33 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准</li> </ul>	
昭和 34 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利に関する宣言」採択</li> </ul>		
昭和 35 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同和対策審議会」設置</li> </ul>	
昭和 40 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同和対策審議会」答申</li> </ul>	
昭和 41 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約/A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B規約）」採択</li> </ul>		
昭和 43 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際人権年」</li> </ul>		
昭和 44 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同和対策事業特別措置法（同対法）」施行</li> </ul>	
昭和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者の権利に関する宣言」採択</li> </ul>		
昭和 53 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行</li> </ul>	

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 54 年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
昭和 60 年	・「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 年		・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行	
昭和 62 年		・「エイズ問題総合対策大綱」閣議決定 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行	
平成元年	・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行	
平成 5 年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
平成 6 年	・「人権教育のための国連 10 年行動計画」採択	・「子どもの権利条約」批准	
平成 7 年	・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「人種差別撤廃条約」批准 ・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	・「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成 8 年		・「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「優生保護法」廃止、「母体保護法」施行	
平成 9 年		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権擁護推進審議会」設置 ・「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」のとりまとめ ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	・「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成 11 年		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申	・「愛知県人権施策推進本部」設置

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
平成 12 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行</li> <li>・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」施行</li> </ul>	
平成 13 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定</li> </ul>
平成 14 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定</li> <li>・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行</li> </ul>	
平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」施行</li> <li>・「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）」施行</li> </ul>	
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</li> </ul>	
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画第 1 フェーズ行動計画（2005～2007 年）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定</li> </ul>	
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連人権委員会」を「国連人権理事会」に改組設立</li> <li>・「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行</li> </ul>	
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンセン病差別撤廃決議」採択</li> </ul>		
平成 21 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行</li> <li>・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」施行</li> </ul>	
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画第 2 フェーズ行動計画（2010～2014 年）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定</li> </ul>	

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
平成 23 年	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置	・「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を「人権教育・啓発に関する基本計画」に追加	
平成 24 年		・「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行	
平成 25 年		・「いじめ防止対策推進法」施行	
平成 26 年		・「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）」施行 ・「障害者権利条約」批准	・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」策定
平成 27 年	・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択 ・「人権教育のための世界計画第 3 フェーズ行動計画（2015～2019 年）」	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」閣議決定	・「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
平成 28 年		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行	・「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」施行
平成 30 年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
令和元年 (平成 31 年)		・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・「出入国管理法」改正法施行 ・「認知症施策推進大綱」閣議決定	・「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」策定
令和 2 年	・「人権教育のための世界計画第 4 フェーズ行動計画」（2020～2024 年）	・「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」施行（大企業対象） ・「男女共同参画基本計画（第 5 次）」閣議決定	・「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」施行
令和 3 年		・「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
令和4年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」施行</li> <li>・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行</li> <li>・「パワハラ防止法」施行（中小企業対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県人権施策推進審議会」設置</li> <li>・「愛知県人権尊重の社会づくり条例」制定</li> </ul>
令和5年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども基本法」施行</li> <li>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」施行</li> </ul>	
令和6年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」施行</li> <li>・「孤独・孤立対策推進法」施行</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」施行</li> <li>・「出入国管理法」改正法施行</li> <li>・「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」公布</li> <li>・最高裁判所が「旧優生保護法」の優生手術に関する規定を憲法違反であると判決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいち人権推進プラン」策定</li> </ul>
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画第5フェーズ行動計画（2025～2029年）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」改正法施行</li> <li>・「女性活躍推進法」改正法施行</li> <li>・「DV防止法」改正法施行</li> <li>・「困難女性支援法」改正法施行</li> <li>・「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」施行</li> </ul>	

# 日本国憲法（抄）

昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布

昭和 22（1947）年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければならない、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発

し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に

対し、侵すことのできない永久の権利として  
信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

# 世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

## 第 2 条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的

として法律によつて定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号  
平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別

を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号

平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 6 月 1 日改正法施行

## 第 1 章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関

が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切

な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

#### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人

材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏

まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

平成 28 年法律第 68 号

平成 28 年 6 月 3 日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律

令和5年法律第68号

令和5年6月23日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティ

ティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基

本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェン

ダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 津島市人権が尊重されるまちづくり条例

平成 30 年条例第 1 号

津島市は、昭和 54 年に策定した津島市総合計画において、都市づくりの基本理念の一つとして、差別をなくし、基本的人権を尊重しつつ、地方自治を確立することを掲げました。以降、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成 12 年に津島市人権施策推進本部を設置しました。平成 16 年には津島市人権施策推進プランを策定し、市民意識や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じ見直してきました。

また、これまで多くの人々の努力により、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組が行われてきました。国においても、偏見や差別の解消のために様々な立法措置がなされています。

しかしながら、今日もなお、様々な偏見や差別（部落差別、障がい者差別、外国人差別等）が存在し、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題（インターネットによる人権侵害等）も生じ、市民生活を脅かしています。

市、市民及び事業者が人権問題を認識し、互いの役割を理解し合い協働することにより、明るく安心して暮らせる人権が尊重されるまちを実現するため、この条例を制定します。

## （目的）

第 1 条 この条例は、市が推進する人権が尊重されるまちの実現に関し、市等の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権 人が人として幸せに生きていくための何人も侵すことができない権利をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

## （市等の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、家庭、地域、学校、職場その他の様々な場において人権が尊重されるよう、人権施策を推進する責務を有する。

2 市の職員は、第 1 条の目的を達成するため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

## （市民の役割）

第 4 条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

## （事業者の役割）

第 5 条 事業者は、人権意識の向上を図り、市と協力し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

## （人権施策に関する基本計画）

第 6 条 市は、あらゆる偏見や差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) その他人権が尊重されるまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市は、社会情勢の変化や意識調査等の結果により必要が生じたときは、基本計画を見直すものとする。

## （人権施策の推進）

第 7 条 市は、人権施策を効果的に推進するため、5 年以内ごとに意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

2 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

## （審議会の設置）

第 8 条 人権施策に関する事項その他この条例の目的を達成するための必要な事項について審議するため、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体が推薦した当該団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年津島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。別表中第 51 号を第 52 号とし、第 50 号の次に次の 1 号を加える。

51	人権施策推進審議会委員	日額 6,700 円
----	-------------	------------

# 津島市人権施策推進審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市人権が尊重されるまちづくり条例（平成30年津島市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、人権施策に関する事項その他条例の目的を達成するための必要な次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 津島市人権施策推進プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 津島市人権施策推進プランの実施計画並びに進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 市民意識調査等に関すること。
- (4) 事業の実施に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (5) その他条例で規定された目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 条例第8条第2項に定める委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者2名
- (3) 津島市民生委員・児童委員協議会の代表者
- (4) 津島市社会教育審議会の代表者
- (5) 津島市南文化センター運営協議会の代表者
- (6) 津島市女性の会の代表者
- (7) 津島市PTA連合会の代表者
- (8) 津島市老人クラブ連合会の代表者
- (9) 津島市障がい者関係団体の代表者
- (10) インターネット接続事業者
- (11) 津島市更生保護女性会の代表者
- (12) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は委員の任期による。  
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、特定の事項を調査研究する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の意見を聞いて、委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 津島市人権施策推進審議会委員会名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	所属団体等
会 長	黒田 剛司	津島市人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者
副会長	水谷 瀧男	学識経験者（津島市南文化センター運営協議会会長）
委 員	小澤 功子	津島市人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者
委 員	松本 久美	津島市民生・児童委員協議会の代表者
委 員	千賀 浩司	津島市社会教育審議会の代表者
委 員	加藤 栄一	津島市南文化センター運営協議会の代表者
委 員	宇藤 久子	津島市女性の会の代表者
委 員	柴原 圭一	津島市PTA連合会の代表者
委 員	村松 まさ子	津島市老人クラブ連合会の代表者
委 員	竹本 都美子	津島市障がい者関係団体の代表者 (津島市身体障害者福祉会)
委 員	飯田 浩平	インターネット接続事業者 (西尾張シーエーティーヴィ株式会社)
委 員	三輪 宮子	津島市更生保護女性会の代表者
委 員	木村 智衆	その他市長が適当と認める者

## 津島市人権施策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、津島市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育・啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部には本部員を置き、別表1に掲げる構成員をもって充てる。

- (1) 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。
- (2) 本部に副本部長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 市長が不在のときは、本部長に副市長をもって充て、副市長が不在のときは、副本部長に津島市部設置条例(昭和63年津島市条例第18号)第1条に規定する室又は部の長をもって充て、その順序は、同条に規定する室又は部の順序とする。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- (2) 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係課長に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成12年8月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

## 津島市人権施策推進本部員

本部長
市長
副市長
教育長
総合政策部長
総務部長
市民生活部長
福祉部長
こども健康部長
まちづくり推進部長
会計管理者
市民病院事務局長
上下水道部長
消防長
教育委員会事務局長
議会事務局長

別表2 (第5条関係)

## 津島市人権施策推進本部幹事会員

幹事	
総合政策部	企画政策課長
	秘書広報課長
	人事課長
	危機管理課長
総務部	総務デジタル課長
	財政課長
市民生活部	市民協働課長
	市民課長
福祉部	福祉課長
	高齢介護課長
こども健康部	子育て支援課長
	幼児保育課長
	健康推進課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長
	観光・プロモーション課長
市民病院	管理課長
上下水道部	管理課長
消防本部	予防課長
教育委員会	学校教育課長
	社会教育課長
市議会事務局	議事課長

## 策定経過

### (1) 津島市人権施策推進審議会

区 分		内 容		
令和6年度	第1回	日 時	令和6年6月27日(木)	
		場 所	津島市役所4階大会議室	
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和5年度事業実績報告書及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 令和6年度人権教育推進事業計画について (3) 令和6年度実施の人権に関する市民意識調査について (4) 津島市ファミリーシップ宣誓制度の導入について	
			アンケート調査：令和6年7月3日～7月31日	
	第2回	日 時	令和7年1月27日(月)	
	場 所	津島市役所4階大会議室		
	議 題	(1) 人権教育推進事業について (2) 令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査について (3) 津島市ファミリーシップ宣誓制度について		
令和7年度	第1回	日 時	令和7年6月26日(木)	
		場 所	津島市役所4階大会議室	
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和6年度事業実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 令和7年度人権教育推進事業計画について (3) 津島市人権施策推進プラン2030改定について	
	第2回	日 時	令和7年9月29日(月)	
		場 所	津島市役所1階東会議室	
		議 題	○津島市人権施策推進プラン2030改訂版(素案)について	
			パブリックコメント：令和7年10月15日～10月30日	
第3回	日 時	令和8年1月28日(水)		
	場 所	津島市役所4階大会議室		
	議 題	(1) 人権教育推進事業について (2) 津島市人権施策推進プラン2030改訂版(案)について		

## (2) 津島市人権施策推進本部、幹事会

### ①津島市人権施策推進本部幹事会

区 分		内 容	
令和6年度	日 時	令和6年7月11日(木)	
	場 所	津島市役所 別棟入札室	
	議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (3) 津島市ファミリーシップ宣誓制度について	
令和7年度	第1回	日 時	令和7年6月30日(月)
		場 所	津島市役所 別棟入札室
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (3) 津島市人権施策推進プラン2030 改定(案)について (4) 津島市男女共同参画プラン2030 改定(案)について
	第2回	日 時	令和7年12月11日(木)
		場 所	津島市役所 2階会議室
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030(改訂版)(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030(改訂版)(案)について

### ②津島市人権施策推進本部

区 分		内 容	
令和6年度	日 時	令和6年7月19日(金)	
	場 所	津島市役所 市長公室	
	議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和5年度実績報告書(案)及び令和6年度実施計画書(案)について (3) 津島市ファミリーシップ宣誓制度について	
令和7年度	第1回	日 時	令和7年6月30日(月)
		場 所	津島市役所 市長公室
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030 令和6年度実績報告書(案)及び令和7年度実施計画書(案)について (3) 津島市人権施策推進プラン2030 改定(案)について (4) 津島市男女共同参画プラン2030 改定(案)について
	第2回	日 時	令和7年12月16日(火)
		場 所	津島市役所 市長公室
		議 題	(1) 津島市人権施策推進プラン2030(改訂版)(案)について (2) 津島市男女共同参画プラン2030(改訂版)(案)について

# 津島市人権施策推進プラン 2030（改訂版）

発行年月 令和8年3月

発行 愛知県津島市

編集 津島市 人権推進課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地  
電話：0567-24-1111（代表）



